

平成27年3月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成27年3月3日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 杉浦敏和議員 (1) 公共下水道事業の進捗状況と今後について
(2) 食物アレルギーの現状と課題及び今後の取り組みについて
(3) 第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画について
2. 鷺見宗重議員 (1) 高齢者福祉について
(2) 平和行政について
(3) 子育て政策の充実について
3. 黒川美克議員 (1) 防災・減災について
(2) 都市基盤整備について
4. 小野田由紀子議員 (1) 子育て支援について
5. 北川広人議員 (1) 福祉行政について

出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 長谷川 広 昌 | 2番 | 黒 川 美 克 |
| 3番 | 柳 沢 英 希 | 4番 | 浅 岡 保 夫 |
| 5番 | 柴 田 耕 一 | 6番 | 幸 前 信 雄 |
| 7番 | 杉 浦 辰 夫 | 8番 | 杉 浦 敏 和 |
| 9番 | 北 川 広 人 | 10番 | 鈴 木 勝 彦 |
| 11番 | 鷺 見 宗 重 | 12番 | 内 藤 とし子 |
| 13番 | 磯 貝 正 隆 | 14番 | 内 藤 皓 嗣 |
| 15番 | 小 嶋 克 文 | 16番 | 小野田 由紀子 |

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長 吉 岡 初 浩

| | |
|---------------------------------|-------|
| 副市長 | 神谷坂敏 |
| 教育長 | 岸上善徳 |
| 企画部長 | 加藤元久 |
| 総合政策グループリーダー | 木村忠好 |
| 人事グループリーダー | 野口恒夫 |
| 総務部長 | 新美龍二 |
| 行政グループリーダー | 山本時雄 |
| 行政グループ主幹 | 杉浦嘉彦 |
| 財務グループリーダー | 内田徹 |
| 市民総合窓口センター長 | 大岡英城 |
| 市民窓口グループリーダー | 三井まゆみ |
| 市民生活グループリーダー | 山下浩二 |
| 福祉部長 | 神谷美百合 |
| 地域福祉グループリーダー | 杉浦崇臣 |
| 介護保険・障がいグループリーダー | 竹内正夫 |
| 福祉まるごと相談グループリーダー兼介護保険・障がいグループ主幹 | 篠田彰 |
| 生涯現役まちづくりグループリーダー | 磯村和志 |
| 保健福祉グループリーダー | 加藤一志 |
| こども未来部長 | 中村孝徳 |
| こども育成グループリーダー | 磯村順司 |
| 文化スポーツグループリーダー | 岡島正明 |
| 都市政策部長 | 深谷直弘 |
| 都市整備グループリーダー | 田中秀彦 |
| 企業支援グループリーダー | 平山昌秋 |
| 都市防災グループリーダー | 芝田啓二 |
| 上下水道グループリーダー | 竹内定 |
| 地域産業グループリーダー | 杉浦義人 |
| 学校経営グループリーダー | 内藤克己 |
| 学校経営グループ主幹 | 神谷理 |

職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 森野隆 |
| 主査 | 内藤修平 |

議事の経過

○議長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（磯貝正隆） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定をいたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（磯貝正隆） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問につきましては、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いをいたします。

それでは、8番、杉浦敏和議員。一つ、公共下水道事業の進捗状況と今後について。一つ、食物アレルギーの現状と課題及び今後の取り組みについて。一つ、第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画について。以上、3問について質問を許します。

8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、3問の一般質問をさせていただきます。

初めに、公共下水道事業の進捗状況と今後についてでございます。

今年度、9月議会の一般質問において、環境行政についてと題し、油ヶ淵における水質浄化の取り組みについてお聞きをいたしました。

当局の御回答では、平成3年3月に愛知県が油ヶ淵に流入する汚濁負荷の約7割以上を生活排水が占めていたことから、周辺地域を水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定し、高浜市も対象地域となり、平成5年度から平成12年度の期間を油ヶ淵水環境改善緊急行動計画期間として、清流ルネッサンス21を策定し、愛知県と周辺地域の高浜市、碧南市、安城市、西尾市が一体となって、下水道や浄化槽の生活排水処理施設の整備、汚泥のしゅんせつなどを行うとともに、生活排水対策実践行動の支援など、各種啓発活動に努めましたが、その結果において、水

質の汚れを示す指標の一つである化学的酸素要求量、CODが目標値に達成しないことから、計画を見直し、延伸をされ、現在の計画は目標年度を平成32年度、化学的酸素要求量、CODの目標値を6mg/L以下とした改訂版油ヶ淵第2期水環境改善緊急行動計画、清流ルネッサンスⅡの計画で行動しているということでした。

油ヶ淵in安城においての生活排水対策実践アンケート結果で、水質保全のために今後必要なこととして、下水道などの整備促進並びに普及啓発事業の強化と答えられた方が約7割であったとの御回答もいただきました。私が住んでいる向山町五丁目の地域では、今年度下水道工事が行われており、ことしの4月から供用開始区域となることが事前の説明会にも出席をさせていただき、理解をしております。

説明会の中でも、油ヶ淵の水質がまだ環境基準に届いていないことや下水道がきれいな水で川や海をよみがえらせる役割があるとの説明もありました。水環境の改善は必要不可欠の課題であることは、周知のことです。

高浜市が取り組まれている生活排水処理対策の中でも、下水道の整備、普及については重要な対策であると思います。これまでも限られた財源の中で、計画的に整備を進められ、接続率の向上に努力されてみえますことは、評価をさせていただきます。

そこで、お伺いをいたします。

初めに、高浜市公共下水道の整備状況と普及状況について、毎年度の決算書等で報告をされておりますが、再度確認をしたいと思います。

2つ目に、公共下水道の今後の整備計画について、2点お伺いをいたします。

1点目が油ヶ淵へ生活排水が流れている区域の整備が終了する時期について、2点目が今年度委託業務で事業認可変更の準備をされていますが、下水道整備が完了する時期または見通しについて、3つ目、これまでも整備していく上で、いろいろな問題があったと思いますが、ここまで整備が進んできております。しかし、今後整備をしていく上では、まだまだ問題も出てくると思います。整備を進めていくための課題について、お伺いをいたします。

以上、3点お願いをいたします。

次に、食物アレルギーの現状と課題及び今後の取り組みについて質問をさせていただきます。

以前、地域の食物アレルギーの児童が新1年生になり、小学校に通うということで、学校給食での対応を御両親は大変心配をされました。民間幼稚園に通っていたときは、食物アレルギーの子供でもアレルギー対応食が給食で準備をされていたので、心配はなかったとのことでした。

幸い小学校入学前に学校給食の栄養士さんと食物アレルギーの状況を相談され、対応できる部分とできない部分を整理され、同じ小学校に通う姉の助けもあり、食べられないものが献立にあるときには、母親が副菜を用意し、持参し、給食のときに食べれるようにしていたとのことでした。

早いもので4年生となり、卵、牛乳、小麦など、学校給食では何とか食べれるようになったとのことでした。何かあったときの用心に薬も持たせているので、危ないときは薬を飲むようにさせているとのことのお母さんの話でしたが、ほとんど薬に頼らなくてもいいようです。しかし、バナナとピーナッツはだめとのことでした。

昨年の6月にあいち小児科保健医療総合センターに、経口免疫療法を受けるため、2週間入院し、目標3グラムのピーナッツを食べる挑戦をしたとのことですが、10日間でリタイアしてきたとのことでした。学年が下の児童にも食物アレルギーがあるようだとお母さんの話でした。

本人の入院日誌を写真つきで作成されていて、食物アレルギーの児童たちへの教育指導に役立ててもらえそうだと感心をいたしました。学年が上がることで、本人の体力もついて、内臓もしっかりしてくるので、よい方向にはなるものだと思います。

最近の新聞記事に、東京の小学校で2012年、食物アレルギーのある女の子が給食後に死亡した事故を機に、学校給食でのアレルギー対応の見直しが進んでおります。事故防止の工夫を重ね、緊急時に備える学校がある一方、事故後に対応が後退し、除去食の提供を中止した市町の小・中学校の事例があります。

また、2014年5月の調査から、食物アレルギー誤飲食事故が県内保育所で6割、幼稚園で2割発生との記事もありました。食物アレルギー児童がいた施設で、職員研修が実施をされていない施設も少なくなかった。調査をした総務省中部管区行政評価局は、事故防止の研修やミスが起こり得ることを前提とした対策が必要とされています。

そこで、お伺いをいたします。

食物アレルギーの現状、児童数及び学校給食での対応は増加傾向にあるのか、課題は何かあるのか、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

最後に、第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画についての質問です。

国の動向としては、地域包括システムの構築と介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護保険制度を改正をする。地域支援事業の拡充、予防給付の訪問介護と通所介護を地域支援事業へ移行し、特別養護老人ホームの新規入居者を原則要介護3以上に限定、保険料では低所得者の保険料の軽減割合の拡充、拡大、利用者負担に2割負担の導入、補足給付の要件に預貯金を追加、また平成27年度介護報酬改定でも、地域包括ケアシステムの構築の実現に向け、重度の要介護者や認知症高齢者への対応のさらなる強化、介護人材確保対策の推進、サービス評価の適正化と効果的なサービス提供体制の構築といった基本的な考え方のもと、改正が行われます。これは2025年を見据え、効率化や重点化の方向性を打ち出されたものと理解をしています。

そのような中、高浜市の第6期の計画案では、基本理念「住み慣れた地域でみんながいきいき暮らせるまち」、基本目標「要支援にならない、させない、戻らない」とし、たかはま版地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの推進、地域資源を活用した介護予防と生活支援の仕組

みづくり、生涯現役のまちづくり事業の推進などを4つの基本方針を掲げ、高齢者の孤立化防止、居場所、出番のある地域づくりなど、施策を展開するに当たって、7つの基本的な視点を掲げられています。

そこで、お伺いをいたします。

まず、介護保険料についてですが、市民の方々にしっかりと理解をしてもらわなければならないと思います。

そこで、月額5,480円の算定の背景とその内訳についてお伺いをいたします。

2点目に、第6期の介護保険事業計画における具体的な施策内容や特徴についてお伺いをいたします。

3点目に、また2025年に向けて、国は効率化、重点化といった方向性を示しました。この方向性を市はどう捉え、市としてはどのような方向に向かっていこうとしているのか、その内容についてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 皆さん、おはようございます。

それでは、杉浦敏和議員の1問目、公共下水道事業の進捗状況と今後について、（1）公共下水道の整備状況と普及状況について、（2）公共下水道の今後の整備計画について、（3）整備を進めていくための課題についてに順次お答えをいたします。

初めに、公共下水道の整備状況と普及状況についてでございますが、高浜市の公共下水道事業は、愛知県の矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理分区という流域下水道関連の公共下水道事業でございます。

平成2年11月に事業認可を得て、平成3年度から整備工事に着手をし、平成10年10月15日より、当時三高駅西地区、東地区で再開発事業が進められていましたことから、この周辺を含む約104ヘクタールの地域で、世帯数約1,700世帯、供用開始区域内人口は5,250人を対象として、汚水事業の供用開始をいたしました。その後も愛知県の流域下水道計画と整合を図りながら、認可区域の拡大を図り、計画的に整備を進めるとともに、普及促進に努めてまいりました。

平成25年度末での整備の状況は、工事着手した平成3年度から23年が経過をし、供用開始をいたしました平成10年からは、既に15年経過をいたしました。整備、供用開始区域面積は447.5ヘクタールで、下水道全体計画区域面積は890ヘクタールに対しまして、整備率は50.3%となっております。

また、普及状況については、下水道が使用できる環境である供用開始区域内の人口は2万4,886人、そのうち下水道接続者数は2万296人となり、下水道接続率は81.6%となっております。

本年、平成26年度は向山町、論地町、神明町で下水道整備を進めており、工事の期間中は地域の方々に御迷惑をおかけしておりますが、多大な御理解と御協力を賜り、工事を行うことができていることをこの場をおかりしまして、御報告をさせていただきます。

現在の整備工事が完了いたしますと、新たに約17.6ヘクタールの地域が4月から供用開始になる予定でございます。

次に、(2) 公共下水道の今後の整備計画についてお答えします。

1点目の油ヶ淵へ生活排水が流れている区域の整備が終了する時期につきましては、高浜市の下水道整備は、油ヶ淵水環境改善緊急行動計画、清流ルネッサンス21改訂版油ヶ淵第2期水環境改善緊急行動計画、清流ルネッサンスⅡを意識し、整備を進めており、明治用水中井筋より南側の油ヶ淵へ生活排水が流れている区域の整備を優先しております。

御承知のとおり、この緊急行動計画は愛知県と油ヶ淵へ生活排水が流れている関係4市で組織をします油ヶ淵水質浄化促進協議会で策定され、総合的な水質改善対策を実施する計画でございます。

なお、下水道整備は基本的に自然流下方式が基本になることから、高いほうから低いほうへ流れるようにしており、整備をした地域が効果的に下水道を使用できるようにするため、下流から整備を進めていることを申し添えさせていただきます。

油ヶ淵へ生活排水が流れている区域で、下水道が未整備の地域でございますが、現在整備を進めております向山町は、四丁目、五丁目地内の県道碧南高浜環状線より東の地域が市街化調整区域となりますので、この地域を除き、平成27年度で工事が完了する予定です。また、論地町では四丁目の市道大根線から南の地域を除き、平成28年度に完了をする予定です。

また、現在下水道事業の認可変更の準備を進めておりますが、その中に油ヶ淵の生活排水が流れている地域として、論地町四丁目の市道大根線から南の地域、本郷町では二丁目、六丁目の県道碧南高浜環状線より東の地域と三丁目、四丁目、五丁目、神明町では中部特定土地区画整理事業で整備をした区域から東の地域の六丁目が含まれております。現在の予定では、平成32年度までには完了させたいと考えております。

2点目の高浜市の下水道整備が完了する時期でございますが、現在の下水道事業認可は、区域面積が約517.4ヘクタール、期間を平成28年度までといたしております。現在進めております認可変更は、変更後の区域面積を約614ヘクタール、期間を平成33年度までとする計画です。

仮に計画どおりに整備を進められたとした場合、平成33年度までの整備率が約70%となりますが、下水道全体計画区域面積の890ヘクタールから614ヘクタールを差し引きますと約276ヘクタールが未整備となり、現在の整備スピードでは年間16ヘクタール前後の整備となっておりますが、この整備のスピードで単純に計算をいたしますと、平成33年度からさらに17年から18年の期間が必要になると考えられます。

最後に整備を進めていくための課題についてお答えをいたします。

これまでに多くの課題に直面し、一つ一つ解決をしながら整備を進めてきました。現在、抱えている大きな課題を3点述べさせていただきますと、1点目は河川堤防敷地に下水道管を埋設することができません。これは河川堤防を守るために、河川管理者である愛知県が許可をくださないため、高浜市では二級河川稗田川沿いにお住まいの方に影響が出てまいります。

対策としましては、どうしても下水道整備ができない方にはその旨説明をさせていただき、合併処理浄化槽で処理をしていただくことを御理解いただく必要があります。現在、対象となるお宅を調査をしている段階でございます。

2点目は国は最近になり、下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水等、全ての汚水処理方法をあわせた処理をおおむね10年で完成をさせなさいという方針が出されました。概成10年と言われるこの方針です。高浜市の場合、下水道で集合処理と合併処理浄化槽の個別処理を合わせた汚水処理人口普及率をおおむね10年先の平成37年度までに100%とみなさいというものでございます。

高浜市の汚水処理人口普及率は、平成25年度末で71.3%です。対策として、下水道の整備スピードを上げていくことが必要になりますが、下水道接続率をさらに向上させる対策や単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換していく対策も必要になります。環境担当部署等と調整を図り、計画を策定する必要があります。

3点目は新聞やテレビ等でも報道をされておりますが、東日本大震災後の技術者不足や円安の影響もあり、建設資材の価格上昇や労務単価、技術者単価が昨年2月から大幅に改定されました。また、今年2月からも改定をされるという通知も届いております。

この改正単価に基づいた工事費の積算では、当然のことではありますが、今までと同規模の面積を整備する場合には、工事費用が増大をしております。現在、直面をしております課題としましては、以上3点でございますが、下水道整備を初めとする各種の水環境改善対策を総合的に推進する必要があると考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁いたします。

○議長（磯貝正隆） 教育長。

○教育長（岸上善徳） それでは、杉浦敏和議員の2問目、食物アレルギーの現状と課題及び今後の取り組みについて、（1）小・中学校における食物アレルギーの現状と生徒数及び学校給食での対応について、（2）食物アレルギーの児童・生徒は増加傾向にあるのかについて、（3）課題は何かについて、関連上一括してお答えをさせていただきます。

学校給食は必要な栄養をとる手段であるばかりでなく、児童・生徒が食の大切さ、食事の楽しさを理解する役割も担っています。このことは、食物アレルギーを持つ児童・生徒にとっても変わりはありませんので、食物アレルギーを持つ児童・生徒が他の児童・生徒と同じように給食を楽しめることを目指すことが重要であると考えています。学校給食が原因となるアレルギー症状

を発症させないことを前提として、各小・中学校の調理室の能力や環境に応じて、食物アレルギーを持つ児童・生徒の視点に立ったアレルギー対応給食を提供することを目指して、高浜市食物アレルギーガイドラインを作成し、対応しているところであります。

本年度の小・中学校における食物アレルギー対応者は21名おり、通常家庭に配布する献立表に加えて、調味料まで記載した詳細献立表を渡している児童・生徒数は小学校では16名、中学校では5名となっています。

なお、乳、卵の除去食対応につきましては、小学校で11名であります。

次に、本市での給食アレルギーの対応としましては、さきに述べましたように、平成23年度より高浜市食物アレルギーガイドラインに従って対応をしています。

その対応基準としては、1番目が食物アレルギーであるという医師の診断書のある児童・生徒が対象であること、2番目が調理最終段階での除去食対応を基本とし、対応する食材は卵、乳のみとすること、3番目が詳細献立表対応に関しては、特定原材料7品目に限定するものとなっています。

特定原材料は、卵、乳、小麦、エビ、カニ、ソバ、落花生であります。ソバと落花生については給食で使用していません。

なお、詳細献立表には給食に使われている全ての材料と調味料、1人分の使用量が書かれていますので、この詳細献立表を保護者が見ることにより、1食全部食べられない場合は配食をとめ、年度末にその分だけ返金しています。

その場合、児童・生徒は弁当を持参する方法をとっていますが、現在これに該当しているのは小麦、エビ、カニ、その他に対するアレルギーを持っている児童・生徒合わせて7人です。現在、各小・中学校では毎年12月に実施している児童・生徒の食物アレルギーに関する調査により、実態を把握した上で対応しています。

まず、該当児童・生徒の保護者からは詳しい状況をお聞きし、また学校医にも相談し、診断と指導を受けます。その後具体的には保護者へは給食の詳細献立表を配布し、対処方法について相談しながら、ここに対応しております。

教職員は先ほどのアンケート調査結果を全職員に周知し、担任を中心に確実に対応するようにしています。とりわけ中学校にあつては、教科担任や学年の担当教員など、生徒にかかわる多くの職員がいますので、全職員が正確に情報を把握することがアレルギー症状の発症防止につながるものと考えています。児童・生徒には学級指導における給食指導等で全体へ、そして該当児童・生徒には本人の状態に合わせた対応方法等を個々に相談、指導、確認をしております。

なお、学校給食を実施している本市では、5名の栄養士を配置していますので、該当児童・生徒や保護者と栄養士が直接情報交換する機会が多くあります。アレルギー食品を減らすために、治療している児童とのやりとりも密にできることから、除去食対応をしなくて済むようになって

いく過程をともに喜ぶ場面もあります。また、献立を立てるときに、アレルギー反応を起こす食材を極力控えていることもアレルギー対策の一つです。調味料やドレッシング、加工品に含まれる成分について、業者から成分表を取り寄せたり、納品時の確認を徹底したりして、調理に携わる人たちは細心の注意を払っているところであります。

次に、食物アレルギーの児童・生徒は増加傾向にあるかについてであります。アレルギー個別対象者について、ここ3年間の推移では平成24年度から順に、小学校では19人、20人、20人となっており、横ばい傾向にあります。中学校では、2人、6人、6人と大きく増減はありません。

その中で、詳細献立で対応しているのは平成24年度から順に小学校では17人、20人、16人、中学校ではゼロ人、6人、5人と大きな変化は見られません。

続きまして、食物アレルギーに関しての課題についてであります。大きく2つの課題があります。

まず、1点目は食物アレルギー代替食の対応であります。

代替食の提供では、平成21年度から高浜小学校に、平成22年度から高浜中学校の調理室の代替食対応エリアを設置し、重度のアレルギー疾患を持つ児童・生徒に卵と乳のみの代替食対応食を供給しているところでありますが、他の方向への拡充は調理室の床面積の問題があり、調理員の作業動線等を考えた場合、現状の施設内での設置は困難な状況にあります。

2点目は食物アレルギーによるアナフィラキシーショックを発症させないことです。

議員御承知のとおり、アナフィラキシーショックは症状が強く出た場合、生命にかかります。日ごろは保護者と綿密に連携をしながら、細心の注意を払って対応していますが、子供たちの成長に合わせ、症状の出方も異なっています。十分な医師による検査を受けていない場合や食品発注時や詳細献立対応での人為的なミスは、十分に気をつけていますが、近隣市でも事例があるように、全国でも少なからず食物アレルギーによるアナフィラキシーショックを発症している児童・生徒がいるのも事実です。

実際の緊急対応に備え、いつでも誰もが連絡できるように、かかりつけの医者、保護者の連絡先などを記入した一覧表を職員室の目に見えるところに置いています。

緊急時の対応としましては、平成22年度に愛知県教育委員会から出された学校給食における食物アレルギー対応の手引きに従い、アレルギーを持つ児童・生徒が何らかの体調の変化を訴えた場合には、常にアレルギー症状である可能性を考慮して観察し、迅速な処置のタイミングを逃さないようにしています。

現在、アナフィラキシーショックを発症する可能性がある児童・生徒で、常備薬などを持っている児童・生徒は市内に6名います。アナフィラキシーショックを発症した場合、救急車の出動を要請しなければならない場合もありますので、その重症度を判断し、緊急時の対応フローチャートに従って対応するように、共通理解をしています。

なお、エピペンを持っている児童は現在7名います。使用者は患者本人もしくは未成年の場合は説明済みの保護者となっていますが、必要に応じて教員も使用可能ですので、教員に使い方の研修を年度当初に実施し、仮に発症が起きたとしても速やかに対応できるように備えているところであることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、杉浦敏和議員の3問目、第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画についてお答えさせていただきます。

初めに、1つ目の御質問、第6期の介護保険料を5,480円とした背景、算定の根拠とその内訳についてお答えさせていただきます。

今回の介護保険制度の改正は、制度創設以来の大きな改正であると言われており、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保の2つを柱とし、重点化や効率化を推進していくとともに、多様な主体、多様なサービスによる地域の支え合いの体制づくり、地域づくりを行っていく内容となっております。

そのような中、第6期の介護保険料の設定に当たっての国の考え方は、所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行う観点から、標準の所得段階をこれまでの6段階から9段階に見直すとともに、制度を持続可能なものとするために、非課税世帯について新たに公費による軽減の仕組みを導入し、さらなる負担軽減を図っていくこととなっております。

このような国の動向を踏まえ、市といたしましては、介護保険制度を考える大きな転換期であると捉え、介護保険審議会において、さまざまな観点から検討を重ねてまいりました。

その結果、保険料の算定に当たっては、所得段階の多段階化や非課税世帯における基準額に乘じる割合、乗率の引き下げなどの低所得者対策を実施するほか、市の独自施策である上乘せサービスについても、制度創設以来初めて見直しを行うこととしたところであります。

具体的には、所得段階については、現行の12段階をさらに細分化し、16段階に、乗率については第1段階の0.5を0.45に、第2段階の0.75を0.65に、第3段階の0.75を0.70にそれぞれ引き下げ、上乘せサービスについては、要介護1、2の方の区分支給限度基準額を段階的に引き下げ、認知症の方に対しては、一定の加算を行うことといたしております。

次に、5,480円の算定の根拠であります。算定に当たっては平成24、25年度の給付実績及び平成26年度の実績見込み、65歳以上の高齢者数や要介護認定者数の伸びなどをもとに、今後3カ年の総サービス見込量を推計し、算出いたしております。

3年間の標準給付費の総計は72億1,184万円になると見込んでおり、第5期と比較して10.7%、7億円余りの増、地域支援事業については、第5期と比較して2億円余り増の約3億5,395万円と見込み、給付費全体では10億円余りの増になると試算いたしております。また、上乘せ・横出しサービスについては、第5期と比較して2,500万円増の1億3,591万円を見込んでおります。

一方、基金からの取り崩しについては1億円を計上し、第5期の1,800万円と比較して、大幅な増となっておりますが、これは第5期において介護療養型医療施設の転換が当初の見込みより速く進み、余剰金が出たことがその主な原因であります。

次に、5,480円の内訳でございますが、基準月額は5,370円で、第5期と比較して374円の増、上乗せサービス費は367円で41円の増、横出しサービスについては49円で1円の増、支払い準備基金からの取り崩しは306円で245円の増となっております。

次に、2つ目の御質問、第6期の介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画における具体的な施策内容や特徴についてでございますが、第6期の計画の最大の目的は2025年を見据え、たかはま版地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの推進であります。また、今回の介護保険制度の改正にどのように対応していくのかも重要であると考えております。

そこで、第6期の計画では基本理念を新たに「住み慣れた地域でみんながいきいき暮らせるまち」とし、基本目標についても、新たに「要支援にならない、させない、戻らない」とし、高齢者の孤立化防止や居場所・出番のある地域づくりなど、6つの視点に基づき各種施策を展開していくとしたところであります。

具体的な主な施策は、3年前から取り組んできた生涯現役のまちづくり創出事業やいきいき健康マイレージ事業を介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業における介護予防事業として位置づけ、ふだんの生活の中に介護予防の視点を取り入れ、高齢者の居場所や出番のある地域づくりを推進してまいります。

最後に、3つ目の御質問、2025年に向け国は効率化、重点化の方向性を示したが、市としてどう捉え、どの方向に向かっていくのかについてお答えいたします。

今回の制度改正は、先ほどもお話ししたとおり、地域包括ケアシステムで支える我がまちをつくる。介護保険制度の持続可能性を高めるといった明確な狙いを持った改正であると認識いたしております。その方向性は効率化や重点化に加え、地域づくり、まちづくりに発展していくものであると捉えております。

これからの高浜市における介護保険のあり方を考えた場合、制度の持続可能性を高めるといった国の方向性を真摯に受けとめ、適切に対応すると同時に、新しい地域支援事業や新しい総合事業を活用した地域づくりを進めていくことが今後さらに重要になってくるものと考えております。

今議会では、介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例並びに居宅介護等支援給付条例の一部改正をお願いいたしております。持続可能な制度とするため、重点化の考えのもと、上乗せサービスについては、認知症の方や中重度の方に対し、サービスの財源をシフトさせる提案をさせていただいておりますが、在宅介護重視の観点、要介護状態の早期段階で軽減や悪化の防止を図るといったこれまでの方向性に変更はありません。

また、横出しサービスについても、これまでのような物品の購入といった利用だけでなく、ま

ちづくりや地域活性化のためのツールとして活用できるようなランドデザインを描いていきたいと考えております。

平成27年度からの3年間は、たかはま版地域包括ケアシステムを構築する上で、重要な年であるとともに、保険者である市や地域の力が改めて問われることになると思っております。

国の基本指針などに即した事業を展開していただくだけではなく、介護を必要としない、介護度を上げないといったオリジナリティあふれる介護システムとなるよう、保険者である市、サービス提供事業者、そして地域がともに取り組み、幾つになってもやりがいや生きがいを感じることができる生涯現役のまちづくりを初め、各種施策に取り組んでいくことこそがこれからの介護保険に最も必要であるということを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） それでは、順次再質問をさせていただきます。

初めに、公共下水道事業の進捗状況と今後について再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁で、下水道事業認可の期間延伸及び区域拡大をして、平成33年度までに順調に整備が進んでも、下水道計画区域面積の890ヘクタールを全てを完了するには、さらに17年から18年は必要となるとのことでした。国が示す概成10年という方針と隔たりがありますが、今後下水道計画を見直し、下水道整備区域を縮小する等の考えを持たれているのか、お伺いをいたします。

○議長（磯貝正隆） 上下水道グループ。

○上下水道G（竹内 定） 御質問の下水道計画を見直し、下水道整備区域を縮小するとの考えについてでございますが、下水道全体計画区域の整備が完了するまでには、まだ年月が必要となることとなります。水環境改善のために、重要課題と認識しております。時間軸を含めた考えが必要なことも認識しております。

高浜市の汚水処理方法は、先ほども部長が答弁させていただきましたが、下水道での集合処理と合併処理浄化槽での個別処理方法となります。平成23年度の全県域汚水適正処理構想の見直しの際に、建設費、維持管理費及び施設の耐用年数を加味した比較をした結果、下水道による汚水処理方法が優位であったこと、また愛知県から下水道整備区域の規模により、終末処理場の施設規模が確定してしまうことから、例えば下水道整備区域を一旦縮小した後に、下水道区域から外した区域を再度下水道区域として整備することは、困難であるという意見も伺っております。

また、下水道の役割には、公共水域の水質保全はもとより、浸水防除の雨水整備の役割も担っております。下水道整備区域の縮小は、現在の制度においては、区域外地区の雨水管整備費に対する国の補助金は交付対象外となる問題等もあることから、下水道整備区域の縮小は考えておりません。

しかし、汚水処理の概成10年に向け、下水道整備がおくれる地域については、例えば暫定的に

合併処理浄化槽で整備するような位置づけですとか、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する方法などを検討していく必要が出てきておりますので、先ほども答弁させていただきましたが、環境担当部署などと検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） ありがとうございます。

油ヶ淵をきれいにするため、生活排水の浄化が必要であり、いろいろな課題があるものの、水環境対策としての下水道整備は進める必要があるとのお考えであり、よろしくお願いをしたいと思います。

地域では、昨年12月に高取小学校6年生110人の児童が稗田川の水辺の環境保護に高取まちづくり協議会の協力を得て、校内で使われなくなった竹墨30キロを10袋に分け、川岸の水中に固定し、きれいな稗田川にしようとして取り組まれております。高浜小学校の児童も稗田川をきれいにしようとして、川辺の清掃活動を進めていただいているとお聞きをしています。稗田川周辺の方々を巻き込んで、川辺の清掃や川を汚さない活動が広がるとよいと思います。

私も油ヶ淵の目標を達成するために、きれいな稗田川にするためにも、地域での活動に積極的に参加をしていきたいと思っております。きれいな稗田川を取り戻すためにも、いろいろな方策を進めていただくようお願いをいたします。

次に、食物アレルギーの現状と課題及び今後の取り組みについてお伺いをいたします。

入学前の保育園、幼稚園との連携はできているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 入学前の保育園、幼稚園との連携はできているのかということですが、まず幼稚園の給食につきましては、小学校の給食室でつくったものと同じですので、ソバ、落花生については、食材そのものはもちろん、調味料の成分にも使用していません。エビやカニについても、できるだけ使用を避けるように献立に登場するのは月に一、二回程度となっております。配慮しております。

次に、高浜市食物アレルギーガイドラインでは、医師の診断書のある児童・生徒が対象ですので、保育園や幼稚園との連携という点については、アレルギー調査を就学前の就学時健康診断や入学説明会の折に各校で実施しているところであります。また、年中児童対象の5歳児健診の際に、教育講話でも小学校でのアレルギー対応について概要を話しております。

さらに、入学前に次年度の1年担任予定者が各園の担任と食物アレルギーの状況を聞きに出向き、最終的には1年生の給食が始まる前までに管理職、担任と保護者、栄養士、養護教諭等が直接顔を合わせて、アレルギー対応について確認していきます。

以上であります。

○議長（磯貝正隆） 8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） ありがとうございます。

自校給食を実施している本市では、食物アレルギーの児童・生徒や保護者と5名の栄養士が直接情報交換をする機会が多くあるとのこと、教職員への食物アレルギー児童への対応については、事故防止の教育や研修、調査結果などの周知がしっかりとされておりとの答弁を伺い、大変心強く思いました。

新聞に掲載されていましたが、ヒヤリハットの事例も含まれるとのことでしたが、ハインリッヒの法則から、労働災害の経験則の一つであり、一つの重大災害の背景には29の軽微な事故があり、300の異常があるというもので、皆さんもよく御存じのことと思います。手抜かりのないように、継続して事故防止への取り組みをお願いするとともに、食育の推進に取り組む本市として、安全な自校給食が継続されることを切に願うものであります。

3問目の第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画について再質問をさせていただきます。

介護予防に生涯現役のまちづくりを初め、各種施策に取り組んでいくとの答弁でした。今回の介護保険制度の大きな見直しの一つに、介護予防・日常生活支援総合事業が挙げられます。これは地域の実情に応じて、住民などの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進するもので、高浜市では来年度からこの新しい総合事業に移行すると伺っています。

そこで、従来から取り組んでいる生涯現役のまちづくりを今後どのように推進し、発展させていくのか、お伺いをいたします。

○議長（磯貝正隆） 生涯現役まちづくりグループ。

○生涯現役まちづくりG（磯村和志） 国は新しい総合事業における介護予防の考え方といたしまして、地域の特性を生かしながら、高齢者を年齢や心身の状況によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる住民主体の介護予防活動を地域で展開することにより、住民同士の支え合いの体制を構築することが必要であると言っております。

この誰もが参加できる住民運営の通いの場こそ、生涯現役のまちづくり事業で取り組んでまいりました健康自生地でございます。

また、国は定年後の社会参加を支援することを通じまして、シニア世代に担い手になってもらうことにより、社会的役割や自己実現を果たすことが介護予防につながると言っております。これは健康自生地における担い手としての活動が当たります。

そこで、高齢者の皆さんが歩いて通える距離に健康自生地をふやしていくことと、元気な高齢者の方々には、長年培った知識や経験を生かして、どんどん健康自生地の担い手側に回っていただくことを今後も積極的に取り組んでまいります。

○議長（磯貝正隆） 8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） わかりました。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて、ある意味地域づくりとしての介護予防は地域包括ケアシステムを構築する上で、欠かせない要素でありますので、今後も生涯現役のまちづくり事業を積極的に推進していただきたいと思います。

さて、1月に開催をされました第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画案に関する市民説明会に、私自身も参加をいたしました。介護予防を目的とした住民運営の通いの場である健康自生地が市内に60カ所認定される中、高取地区の認定はほかの地域と比較して少ない状況であります。私自身の地域の皆さんへのPR不足を反省するところではありますが、なぜ高取地区には健康自生地が少ないのか、お聞きをいたします。

○議長（磯貝正隆） 生涯現役まちづくりグループ。

○生涯現役まちづくりG（磯村和志） 健康自生地につきましては、平成25年9月から毎月1回認定審査会が開かれまして、現在までに60カ所が認定をされております。あの場所は健康自生地になるんじゃないか、あの場所を自生地にしたいなど、健康自生地の候補地や認定してほしい場所を地域の皆さんから申請をしていただき、審査会で認定をいたしております。きっと地域資源の中には、たくさんの健康自生地が埋もれていますので、皆さんでアイデアを出していただきたいと思います。

また、高取地区では1日限りの健康自生地も何回か開催されており、常設型へのステップアップが期待をされているところがございます。

私たちも高取まち協やいきいきクラブの皆さんを初め、地域の方々へのアプローチを続けてまいりますので、ここは自生地になりそうだという情報がありましたから、ぜひ寄せていただきますようお願いを申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） ありがとうございます。

私からも、地域の皆さんに健康自生地の呼びかけを積極的に行っていきたいと思います。

では、健康自生地に関してもう1点質問をさせていただきます。

現在、文化スポーツグループが中心になり、タカハマ！まるごと宝箱として、まちの魅力や価値を掘り起こし、磨きをかけてまちの財産として将来へ語り継いでいく取り組みを実施をしております。このまるごと宝箱と健康自生地の事業がうまく結びつかないかなと考えているところです。

こうした縦串の事業をさらに成果を上げるための横串、連携といったこと、行政としての考えがあれば、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 生涯現役まちづくりグループ。

○生涯現役まちづくりG（磯村和志） 昨年7月から始まりましたタカハマ！まるごと宝箱は、

人とまちを輝かせることを目的に、既に9回開催をされております。

先月開催された9回目の取り組みでは、郷土資料館を使いまして、移動型の健康自生地である昭和で元気になる会の方々とコラボをしまして、衣浦大橋周辺の古い写真を見ながら、思い出話に花を咲かせていただきました。

また、このタカハマ！まるごと宝箱自体が先月の健康自生地認定審査会におきまして、60番目の健康自生地として認定をされましたし、生涯現役のまちづくり実行委員会のメンバーには文化スポーツグループの職員も入っており、生涯学習の視点から居場所づくりに参画をしております。

今後もお互いに協力をしながら、多世代にわたる多様な市民の皆さんがまちの魅力に触れながら、語り合いの中で心地よい交流につなげてまいりたいと考えております。

○議長（磯貝正隆） 8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） ありがとうございます。

では、最後に高取地区でタカハマ！まるごと宝箱として名乗り出ているものがあれば、教えていただきたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） 高取地区で名乗り出ているものとしたしまして、この取り組みに早い段階から御参加いただいた方が地元の財産、高取山専修坊を後世に伝えていきたいと、既に成り立ちや行事などをまとめられておられます。来年度早々、2回シリーズに分けて、発表していただくことを予定しております。

その他高取神明宮のおまんとまつりの由来、稗田川での昔の遊びの風景、本郷町の銀座通りの様子、三河地震の記憶などに興味を持っておられる方もみえます。語り続けば歴史になります。高浜市に生きた先輩たちのやさしくもたくましいこと、時代を生きるひたむきさなど、貴重な体験を受け継ぎ、100年先の子供たちまで語り継いでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（磯貝正隆） 8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） ありがとうございます。

高取の宝箱になるのかですが、ことし本郷町の火の見やぐらが撤去をされました。そのとき、そこにつり下げられていました半鐘に「御大典記念、高浜町第四消防組、昭和4年1月」との記載がありました。高取公民館に昭和天皇の即位記念の半鐘を設置しようとまちづくり協議会、公民館、地域の方々と進められています。地域の宝として、地域の皆さんに披露し、できれば宝箱に登録できるようになればと思っております。宝箱や健康自生地発掘に地域の皆さんに積極的に働きかけをしてまいりたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩をいたします。再開は11時10分。

午前10時59分休憩

午前11時9分再開

○議長（磯貝正隆） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、鷺見宗重議員、一つ、高齢者福祉について。一つ、平和行政について。一つ、子育て政策の充実について。以上、3問についての質問を許します。

11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） それでは、通告に従って一般質問を行います。

初めに、高齢者福祉についての質問を行います。

高齢者をめぐる情勢は、昨年4月からの消費税5%から8%へ増税がされたことや円高の影響で物価上昇しているにもかかわらず、年金は削られる一方ということです。厚生労働省がことしの1月21日、年金支給額の伸びを物価上昇より低く抑える仕組みのマクロ経済スライドについて、物価が下がるデフレのもとでも実施できるよう、改悪することを審議会で示しました。

これが実施されれば、向こう30年間にわたって、年金受給額を下げ続けることが可能となる大改悪です。年金は物価、賃金に合わせて改定されます。かつては物価が3%上がれば、年金も3%上がっていました。しかし、自公政権が2004年、100年安心の年金とってマクロ経済スライドを導入し、物価、賃金が上がっても、年金の引き上げを抑制し、実質削減、目減りする仕組みをつくりました。

保険料を負担する労働力人口の減少と平均余命の伸びに合わせて調整率を設定、物価、賃金上昇率から調整率を引いた分しか年金を上げない仕組みとなっています。しかし、これまでデフレが長年続くなどしたため、実施はできませんでした。それがアベノミクスによる物価上昇によって発動できるようになり、2015年から発動することになっています。物価は2.8%も上がっているのに、過去の物価下落時に下げてこなかった分と合わせて、改定率は1%に押さえ込まれます。このような一連の年金問題から、高齢者の生活は厳しい状況であります。また、介護についても自民、公明のもとで改悪が行われました。

そこで、介護保険事業についての質問を行います。

今後、3年間の介護保険料改定や介護サービスなどを決める第6期介護保険事業計画の策定に当たり、2015年2月6日、厚生労働省所管の社会保障審議会介護給付費分科会において、国会でも問題になっていますが、報酬の改定に当たって国の考えをお示してください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 今回の報酬改定では、2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築を実現していくための内容になっております。

具体的には、3つの基本的な考え方のもと、見直しが行われておりまして、まず1つ目が中重

度の要介護者や認知症高齢者への対応をさらに強化をしていくこと、2つ目は介護人材確保対策、具体的には介護職員の安定的な確保やさらなる資質向上への取り組みの推進、3つ目はサービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築というふうになっております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） この介護報酬については、新聞報道でもされていますけれども、2.27%下がっているというふうに聞いていますけれども、高浜においては介護報酬の地域加算についても見直しが行われて、高浜市の地域はどの区分になるのか、お答えいただきたいと思いますが、

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 介護報酬におけます地域区分につきましては、結論から申し上げますと、現行の3%と変更はございません。国家公務員の給与のルールを活用して、設定がされておりまして、4月からそのルールが変わることとなったため、地域の分け方や上乘せ率を変更するものでございます。市の場合は現行6級地で3%となっておりますが、今回の見直しにより7級地で3%となることとなります。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 介護報酬の削減ということなのですが、事業所の意見は何かあったのか、また聞き取り調査はされたのか、その結果をお示してください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 事業所からの御意見ということでございますが、現段階では特に伺ってはおりません。実態調査等につきましては、報酬改定の案が示されたのが2月6日ということで、まだ期間が短いということで、実施には至っておりませんが、現段階、事業所においてさまざまなシミュレーションが行われているのかなというふうに考えております。

今後、事業所が集まる会議等で、その状況については確認をしていきたいというふうに考えております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 次に、介護報酬が下がるということは、事業所の経営も厳しくなると同時に、介護従事者の給料をふやすことも難しいというふうに考えますが、厚生労働省の第1回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会、平成26年10月27日の資料に、介護人材の確保についての中では、介護職員の平均賃金は年間約218万円で、全産業の平均約324万円の3分の2となり、他職業に比べて離職率が高い理由の一つとなっていると聞いています。

特に愛知は介護職の求人倍率も他職業に比べ、常に1を超えて高く、人手不足していることは間違いありません。中には去年介護報酬の削減の情報を知り、ことしオープンする予定の介護施設を断念したという事態も起きています。

こうした事態を見ると、利用したくても事業者がいなくなってしまうと、利用できないという事態も予想されます。高浜市独自で福祉施策のうちで介護保険料と利用料にはね返らない方法で、介護報酬の上乗せはできないものかどうか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 先ほどもお答えをさせていただきましたが、今回の報酬改定の中で、介護人材確保策というものがとられております。介護職員の賃金を平均1人当たり月で1万2,000円上げるといった、そういった介護職員処遇改善加算といったもののさらなる充実が行われるということになりますので、国としてもそういった対応をしているところでございます。

市としても、実態をしっかりと把握した上で、外部人材等の対応については、検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 先ほど出ました介護職員処遇改善加算ですけれども、これを入れても2.27%下がるという状況であります。報酬の関係では下がるというふうに報道されています。

この部分も増額をもっと求める必要があるのではないかとこのように思うのですけれども、いかがでしょうか、見解をお願いします。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 確かに、今回の報酬改定におきましては、軒並み基本報酬についてもマイナスということで、通所の介護、それから特養についても、かなり厳しくなるというふうに考えております。

その一方、算定要件の緩和、それから厳格化、加算の充実といった工夫を凝らした部分もあるというふうに捉えております。地域包括ケアの実現に向けた将来を見据えたそういった改定になっているというふうに理解をしている、そういったところでございます。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） そうしますと、国の政策でいいというのか、そういう形で求めるようなことはしないということですか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 報酬改定のほうは、4月からスタートするというようになります。ですので、その後の運営等をしっかりと把握した上で、市としても対応のほうを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） では、次に介護利用料の2割負担についてお聞きしたいと思いますけれども、サービスを利用している方のうち、2割負担に該当する方はどの程度いるのか、お示しくだ

さい。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 直近のデータで申し上げますと、サービス利用者約1,100名のうち、13%に当たる140名の方が2割負担になるというふうに試算をいたしております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） このように、市民の負担が大きくなるものに、国に対してやめるよう求める必要があると思いますけれども、いかがでしょうか、見解をお願いします。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 国のほうは、今回の2割負担につきましては、保険料の上昇を限りなく抑え、現役世代の過度な負担を避け、高齢者世代内で負担の公平化を図っていくために必要であるというふうにしております。

また、負担割合が2割となっても、高額介護サービスの仕組みにより、対象者全員の負担が必ず2割、2倍になるというものではないというふうに言っております。しかしながら、2割負担ということになれば、負担は少なからず増加することとなります。見直し自体は平成27年の8月以降というふうになります。制度を運営していく中で、その影響をしっかりと把握、分析をした上で、国への要望などについては、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 先ほどの140人が対象となるというふうに聞きましたけれども、これは所得制限があると思うんですけれども、線引きも年金収入で280万円以上の方というふうに聞いています。政府は所得制限の設定はやりくりすれば利用料の分が出てくると答えていますが、利用料がふえれば利用の抑制にもつながり、よくなるどころか悪くなると考えます。よくないものには反対の意を求めるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） サービスの利用に当たっては、ケアマネージャーがおります。ケアマネージャーがしっかりとしたプランを立て、その人に合った支援をしっかりとしていくというところで、サービスの利用が減ったとしても、その人にとって必要なサービスがしっかりと提供できるように、ケアプラン、それからケアマネージャーの質の向上等にも努めていきたいというふうに考えております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） だから、ないものはお金が出せないということになれば、そういうことが起きるのではないかと不安に感じます。

次に、介護保険料の減額について求めるのですが、上乘せ・横出しサービスは福祉施策で行って、介護保険料の削減にすべきと考えますけれども、お願いします。お答えください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） この点につきましては、これまでも何度も答弁をさせていただいておりますが、上乘せサービスにつきましては、第1号被保険者の保険料を財源とするもので、福祉施策として行うことはできません。

一方、横出しサービスにつきましては、第1号被保険者の保険料を財源としているのは、2割のみで、残りの8割につきましては、一般会計での負担というふうになっております。

先ほどの一般質問の中でもお答えをさせていただいておりますが、この横出しサービスにつきましては、今後まちづくりや地域活性化のためのツールとして活用できるよう、グランドデザインを描いていきたいというふうに考えております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 次にいきますけれども、第6期介護保険事業計画の保険料の策定に当たって、介護給付準備基金の取り崩しも先ほどの答弁でありましたが、1億円取り崩すということになっています。一步前進だと評価します。26年度の見込みの残高を見ると、介護給付費準備基金は約1億5,000万円となっています。約5,000万円を残すということになりますけれども、この根拠についてお示してください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 5,000万円を残した根拠ということでございますが、基金の取り崩しにつきましては、これまでも御答弁させていただいておりますが、6期につきましても、これまでどおり3年間で保険料相当額の2カ月分の保有といった考えで行っております。

今回は平成26年度の決算で積み立てができる、そういった見込みでありますので、その分も含めて2カ月分というふうにいたしております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 毎回ですけれども、この2カ月というのは、根拠でちょっとよくわからない部分で、どういうふうに決められているのか、また審議会の中でどういう論議がされているのか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG主幹（篠田 彰） 各期におきまして、高浜市の場合は特段の全国のルールというものはございません。ですが、あくまでも支払い準備基金という性格上、急な給付の伸び等に対しまして保有するものでございます。

それで、過去の各期におきましても、2カ月分ということで、今回におきましても36カ月で2カ月分の介護保険料相当分を支払い準備基金のほうへ残しておくという結論に至っております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 介護給付費準備基金の取り崩しにより、介護保険料の減額を求めて質問を

前回からしておりますけれども、前進が見えたことには一つ評価をしたいと思います。

次に、介護施設の充実、増設を求めるについてですけれども、まず待機者は何人おられるのか、お示してください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 待機者ということですが、現状では要介護1以上であれば入所の申し込みができる、そういった状況でございます。したがって、将来に向けて予約といった形で登録をされている方、こういった方もたくさんおみえになるのが実情でございます。真に入所が必要な方の数というものを把握するのは、現段階では難しい状況であると考えております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 現段階でも要介護1、2、3、全てでもお答えできませんか。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） そういった予約の方の人数も含めるような形で申し上げますと、160名程度ということになります。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 多数というふうに見えますけれども、介護施設の増設という点ではいかがでしょうか、どのように考えているのか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 施設整備につきましても、これまで答弁をさせていただいておりでございます。市では、これまで在宅介護重視を基本理念に掲げ、そういった中で在宅での介護が困難な方の需要に応えるために、特別養護老人ホームなどを初めとした介護基盤の整備を進めてきたところであります。今後、より一層の高齢化が進展をする中、介護基盤の整備につきましては、中長期的な見通しを持って、計画的かつ着実に進めていくことが必要であり、重要であるというふう考えております。

第6期の計画期間中におきましては、認知症のグループホームを整備してサービス提供を開始するといった予定であります。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） グループホームということですが、ほかにも必要ではないかなというふうに思いますけれども、いかがですか、お願いします。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 6期の計画期間中においては、先ほど申し上げたとおりでございます。7期以降については、6期の中でしっかり把握した上で、整備等について検討していくということでございます。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） グループホームという形、整備されるということですがけれども、次に衣浦衛生組合の余熱利用施設サンビレッジ衣浦のお風呂の無料券の発行を求めるについての質問ですがけれども、碧南市では年に24枚の無料券を発行しています。高浜市はいきいきマイレージのポイントで無料券を選んだ方に発行していると聞いています。健康づくりやボランティアなど、もともと外出の機会の多い方が対象となっていると考えます。

そうでなくて、ふだんから外出しない方に外出を促すという意味では、大きいと考えます。外出の機会をふやすことで、介護予防にも有効と考えます。市民の皆さんからも、碧南は無料券があるけれども、高浜はないのはおかしいとの声も聞かれます。要望もあります。サンビレッジのお風呂の無料券について、発行を求めたいと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 生涯現役まちづくりグループ。

○生涯現役まちづくりG（磯村和志） 高齢者の健康増進や介護予防の方策というのは、さまざまな手法がございます。高浜市では、みずからの健康づくりに励む高齢者、それからボランティア活動に参加されている高齢者の方を対象に、いきいき健康マイレージ事業を実施しまして、高齢者の地域における能力開発、健康づくり、仲間づくりを支援をしております。

先ほど議員おっしゃられましたとおり、このいきいき健康マイレージ事業に参加をしまして、ポイントをためていただくことで、サンビレッジ衣浦の利用券に交換することもできるようになっております。また、自宅への閉じこもりをなくしまして、地域の皆さんと交流していただくために、生涯現役のまちづくり事業を展開をしまして、高齢者の生きがいづくり、介護予防、認知症予防を推進しておるところでございます。

限られた財源を生かしまして、より効果的な高齢者福祉施策が求められる中で、お風呂に特化したサービスを再び実施することは考えておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 別に特化という意味で言うわけではなくて、いろいろな手法の中で一つ設けていただきたいということを申し上げます。ですので、これについても要望として発言させていただきます。

次に、平和行政について伺います。

ことして戦後70年がたちます。被爆者の思いや戦争の悲惨さなど、風化させてはならないと考えます。原爆に関しては、広島、長崎に原爆が投下された事実は厳然と存在しています。

政府は現在もアメリカとの日米安保条約のもと、核兵器廃絶には消極的な態度を続けています。一方、憲法9条の解釈を変更して、積極的平和主義を唱え、地球の裏側までも武力が行使できると、集団的自衛権行使の容認をし、それに基づく法案をつくらうとしています。

こうした政府の動きに対して、戦争に巻き込まれるおそれをなくすためにも、憲法9条を守る

ことが求められています。自治体からも声を上げることが必要だと感じますけれども、そこで非核平和都市宣言について伺います。

非核平和都市宣言をしている近隣の状況はいかがでしょう、お願いします。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 近隣市の状況はいかがという御質問でございますが、日本非核宣言自治体協議会のホームページを確認しましたところ、近隣5市では本市と知立市の2市が非核宣言自治体一覧に掲載されておるといような状況でございます。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） これも前に聞いたことですが、高浜市は議会の決議したものの、行政は非核平和都市宣言をしていません。行政もすべきというふうに考えますけれども、カウントをされているからというのでは、理由になってないというふうに私は思いますけれども、何かほかに理由があるのだったらお願いします。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 今御指摘のありましたとおり、本市におきましては、市議会の皆様平成6年3月議会におきまして、高浜市非核自治体宣言実現に向けて決議をされているというところでございます。

これを受けまして、先ほどもお答えいたしましたとおり、日本非核宣言自治体協議会では、高浜市は既に非核宣言自治体として認識されております。このことによりまして、また改めて行政として宣言を行う必要はないのではというふうに考えております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） この宣言していないということは、事実なわけで、でもカウントはされているということは、ちょっと理解しがたいというのもあるんです。

行政もやぶさかではないというふうに思っているんですけれども、やることに関しては、と思います。これからの行政についても、いろいろ進める場合にも、宣言があるとないのでは、ちょっと意味合いが変わってくるのではないかなというふうに思います。

次に、平和の行事の充実についてですけれども、かわら美術館の展示の実績と来年度の予定はどうなっていますか、お願いします。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） かわら美術館におけます平和に関する取り組みの御質問ということでございますが、これまでも戦争や平和、命をテーマとした企画展を随時開催し、平和に対する取り組みを行ってきたというところでございます。

今年度は7月19日から9月15日まで、かわら美術館で開催いたしました「鬼と妖怪の造形（かたち）～水木しげるの作品とともに～」におきまして、「水木しげるの戦争と新聞報道」を同時

開催し、水木しげる氏の壮絶な戦争体験を作品と当時の新聞報道を並べて展示し、平和について改めて考えていただくという機会を提供してきたというところでございます。

なお、期間中におきましては、1万1,034人の方に御観覧いただいております。

来年度の予定でございますが、市制施行45周年及びかわら美術館20周年を迎えるということから、それぞれの周年に係る企画展を予定しております。平和に関する企画展の予定はないというところでございます。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 戦後70年を迎えるに当たって、積極的に平和の行事もふやすべきだと考えますけれども、今回平和であったからこそ、今のこの繁栄もあるわけで、それを抜きにしてやらないというのも不思議な感じもします。原爆パネル展など、他の施設で開催するなど、ふさわしい行事が必要だと思いますけれども、どのように考えているのか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 先ほどかわら美術館の展示会のお話をさせていただきました。そのとおり、現在のところにおきましては、新たな行事や祭典など、行う予定は考えてございません。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 戦後70年の節目に当たっても、何も考えていないということだと、それでいいのかという話があります。

次に、平和首長会議に参加せよということで質問を行います。

刈谷市の市長も碧南市の市長も、今回ことしの1月から参加しました。愛知県では48の自治体の首長が参加しています。2月時点で残すところ6市町が不参加の自治体となっています。一宮市、稲沢市、小牧市、瀬戸市、南知多町と高浜市ということになっています。

三河で唯一参加していないということになっていますけれども、この平和首長会議に参加すべきと考えますけれども、いかがですか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 平和首長会議の活動につきましては、都市相互の緊密な連帯を通じて、恒久平和の実現に向けて取り組んでおられるということで、その活動は大変意義深いものというふうに認識はいたしております。

しかし、平和首長会議に参加していないからといって、平和行政を推進することができないということはないというふうに考えております。平和な社会を実現するということは、市民の皆さんが安心、安全を実感する中で、幸せ感をともに享受できることではないかというふうに思っております。したがって、平和首長会議に参加する、しないにかかわらず、今後とも市民福祉の向上を図るための行政を推進していくということを基本的な姿勢といたしまして、取り組んでまいりたいと考えておりますので、現在のところ参加する考えは持ち合わせておりません。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） これも連帯の意味でもあるんですね。ですから、1市の考えもあるかもしれません。でも、この連帯という意味では、平和首長会議にも参加すべきだというふうに考えますけれども、そういう点ではいかがですか、連帯という意味では。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 先ほども申し上げたとおり、この平和首長会議が連帯ということ掲げて、平和に取り組んでおみえになるということは承知をいたしております。しかしながら、先ほども申し上げたとおり、参加しているから平和行政を推進することができないというふうには考えておりませんので、そのところを御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） それでは、なかなかあれですけども、次に平和教育についての質問に移りますが、学校における平和教育の取り組みについて、どのような取り組みをされているのか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 学校における平和教育について、お答えいたします。

教育の目的として、教育基本法の第1条には、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び世界の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と示されております。

平和で民主的な形成者の育成のため、小・中学校においても、あらゆる機会を捉えて平和教育に取り組んでいます。主に国語科、社会科、道徳などの教科・領域の授業を通して、命の大切さや国際理解、人類愛、世界平和などについて、学習しているところであります。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 各教科では、どのような内容になっているのか、どのような内容で指導しているのか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 国語科、社会科等を例にとって説明したいと思います。

小学校の高学年や中学校の国語科の学習では、戦争を取り扱った物語文を読み進めていく中で、時代背景や登場する人々の心情や情景を読み取る活動を通して、命の尊さや家族のきずなや人の生き方について、深く考えさせていきます。また、社会科では、小学校高学年で日本と隣接する諸外国について学び、住みよい国土について考えます。また、戦争中の人々の暮らしについての学習では、関連する図書や資料を収集し、戦争に至る背景や経済の混乱、社会の問題の発生等に関連づけて考えさせていきます。

これらの学習を通して、戦争の実態と平和の意義について理解し、日本が世界の平和のために

どのような役割を果たしていったらよいのかを考えていきます。

以上であります。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 学校の行事での取り組みの状況はどうなっているのか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 学校行事の中でも、平和教育につながるものとして、異文化に触れたり、世界平和について考えたりする学校行事を設定する学校もあります。

例えば、翼小学校では今年度6月にJICA国際交流の際には、ミャンマーやスリランカなど、10カ国からお客様をお迎えして給食を一緒に食べたり、全校集会や学級交流の時間を持ちました。この交流を通して、各国の子供たちの衣食住や学校生活等に関心を持ち、思いやりを持ってかかわろうとしたり、自分自身の生活を振り返ったりする機会となりました。

また、学習の総まとめの活動として、戦争について扱った劇を学芸会で発表した学校もあります。大変難しい内容ではありますが、平和への願いを込めて、子供たちが熱演する姿を見ることができました。

以上であります。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） その他取り組みがあれば、説明をお願いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 今まで述べてきました指導のほかにも、命にかかわる点から、登校時に児童の列に自動車が入り込んだ事件や不審者出没事件が発生した際には、交通規則遵守とともに、命の大切さについて、各学校においては、朝の会や全校集会などで、このことについて繰り返し指導しております。また、犯罪の低年齢化が進み、心の教育の重要性が述べられていますので、全ての学校教育活動を通して、児童・生徒一人一人の心に響く指導を継続していきたいと考えております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 平和の展示が今回はかわら美術館ではやらないということでしたので、教育委員会としても、生涯学習の一環で、平和を題材にして何らかの展示をすべきだと思いますけれども、こういったことは考えられないですか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 現時点では、パネルの展示等については考えておりません。各学校におきましても、平和教育というカリキュラムがない中で、各工夫をして平和教育につながる教育活動に取り組んでおりますので、1日積み重ねていくことが平和教育につながるものとして考えております。

以上であります。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） では、次に3問目の子育て政策の充実についての質問に移ります。

少人数学級の実施をせよということについての質問ですけれども、まずは少人数学級を現在では国が小学校1、2年生で35人以下学級が実施されています。また、県では中学校1年生だけ35人以下学級が実施されています。

日本共産党の畑野君枝議員が23日の衆議院予算委員会で、安倍政権で停滞している35人学級の計画的実施を求めたところ、安倍晋三首相は35人学級実現へ向け努力したいとの前向きな答弁がなされました。

山形県教育委員会の取り組みからも、学習の向上、不登校やいじめが減少したとの報告もあります。高浜市独自でも取り組む必要があると考えますけれども、いかがでしょうか、考え、質問していきますが、現在の国・県が実施している少人数学級の状況をお示してください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 現在、国は小学校1年生と2年生で35人学級を、また県においては独自で中学校1年生において35人学級を実施しております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 近隣市の自治体の少人数学級の実施の状況をお願いします。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 西三河教育事務所管内の今年度の状況についてお答えします。

国や県の編制基準を拡大している自治体は、9市1町の中で4市ございます。豊田市では小学校1年で32人学級、小学校3年で35人学級、中学校2年生、3年生で35人学級を実施、安城市では小学校1年で30人程度学級、小学校2年でも同様であります。小学校3年で35人学級を実施、知立市では小学校3、4年生において35人学級を展開し、みよし市では小学校3年で35人学級を実施しております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 高浜市の学級の編制の状況はどうなっているのか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 高浜市の学級編制の現状であります。国や県の編制基準に従いまして、平成26年度におきましては、小学校1年生、2年生、中学校1年生において35人学級を行っております。他の学年は国の学級編制基準の40人学級であります。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 高浜市において、平成27年度に少人数学級を実施した場合の担任の先生が何人必要なのか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 27年度、少人数学級を全ての小・中学校で実施した場合であります。小学校では5人の担任、中学校では4人の担任、合計9名の担任の先生が必要となります。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 少人数学級の効果について、高浜市の教育委員会はどうに捉えているのか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 少人数学級を導入した効果について、まず学習面においては3点考えられます。

1点目は児童・生徒の理解度や興味、関心を教員がしっかりと把握でき、児童・生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導ができることです。

2点目は教室にゆとりが生まれ、さまざまな教育活動が可能になることです。

3点目は児童・生徒の発言、発表の機会がふえることであります。

次に、生活面では教員が一人一人の児童・生徒の様子をよりしっかり観察することができたり、児童・生徒1人当たりに向き合う時間がふえたりすることです。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 少人数学級のよさも説明いただきましたけれども、高浜市でも導入すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） さきに述べさせていただきましたように、少人数学級は教育的効果が期待できますが、導入に当たっての課題として、学級担任のできる常勤講師の確保及びその費用、そして教室確保の問題も課題となっているのが現状であります。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 今後、高浜市としての少人数学級についてはどのように考えているのか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 高浜市といたしましては、少人数学級拡大のためには、今申し述べたとおり、解決すべき課題がありますので、現行どおり少人数学級は国と県の標準編制基準によって、小学校1、2年生、中学校1、2年生で実施し、小学校3年生以上におきましては、県の少人数指導の加配教員と市のサポートティーチャーを活用し、算数、数学や英語等において、きめ細やかな少人数指導を展開してまいります。

したがって、本市の少人数学級は国や県が実施する少人数学級と県や市で実施する少人数授業

をトータルで捉え、今後当面は実施してまいりたいと考えております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 少人数学級も進めていっていただきたいなというふうに思います。

次に、給食費の無料化についてですけれども、給食費無料化を実施している自治体の状況をわかっているならばお答えください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 昨年9月の鷺見議員の一般質問の際にも、お答えさせていただいておりますが、インターネット等から調査した限りでは、全国的には給食費の無料化に関して、兵庫県の相生市、山口県の和木町、北海道三笠市、茨城県大子町などで無料化を実施、埼玉県小鹿野町、和歌山県新宮市などで、条件付きの無料化を実施、そして東京都の江戸川区、県内では大口町、大治町などで一部補助を実施していると把握しております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 貧困対策という点では、有効だということが言われていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 高浜市におきましては、経済的に厳しい要保護及び準要保護の児童・生徒に対しましては、就学援助を実施しております。

平成26年度におきましては、1月末現在で429人の児童・生徒に対して就学援助を実施しております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 義務教育はこれを保障するという憲法第26条からいっても、給食費を無料とすべきではないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） こちらにつきましても、昨年9月定例会の一般質問の際にお答えさせていただいておりますが、憲法第26条第2項の義務教育の無償につきまして、昭和39年の最高裁の判例では、同条項の無償とは、授業料不徴収の意味と解するのが適当である。憲法の義務教育は無償とするとの規定は、授業料のほかに教科書、学用品、その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできないとされております。

したがって、この判例からも、学校給食費を無料とするという考えはありません。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 昭和39年の判例ですけれども、教科書も父母の負担とされておりました。し

かし、その後の運動で教科書は無償となっています。なかなかいい返事はいただけませんが、給食費が値上がった分を補助するとか、第3子を無料にすることも含めて、検討すべきと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 先ほど申しました給食費の無料、あるいは一部補助をしている自治体といたしますのは、共通して人口減少、あるいは過疎化に悩んだ末に打ち出した施策を用いている自治体がほとんどだと聞いております。

高浜市におきましては、そういう状況にはございませんし、また学校教育法に定めます食材費の保護者負担という規定からいたしましても、高浜市としては、現在のところ一部補助をするという考えも持っておりません。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） では、次にいきます。

高校生まで医療費無料化をせよということですが、高浜市においても、現在子ども医療費制度が平成22年1月から開始され、所得制限もされていないことは承知しています。

まず、愛知県において、子ども医療の対象となる条件をお示してください。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 愛知県の条件でございますけれども、県の区域内に住所を有しており、通院につきましては、小学校に上がる前までとして、6歳に達する日以降の最初の3月31日までの方が対象となります。また、入院につきましては、中学校3年生までとして、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの方が対象となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） では、愛知県の条件を受け、高浜市において子ども医療費対象の条件とその受給者の人数がわかりましたらお願いします。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 高浜市の条件でございますけれども、市の区域内に住所を有しており、通院、入院とも中学校3年生まで、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの方が対象となります。

受給者の人数につきましては、平成27年1月末日現在でございますが、7,548人となっております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） としますと、対象となる条件が愛知県と高浜市と異なる部分がありますが、その部分で高浜市が愛知県より拡大している条件であると思います。

では、ここで現在の子ども医療費の制度となった平成22年度からの子ども医療費対象者数と受給者証申請者数及び年間実績額がわかりましたら、お示してください。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 議員がおっしゃるとおり、市単独として拡大している部分は、通院の小学校1年生から中学校3年生まででございます。

次に、22年度の子ども医療対象者数は7,646人、受給者証の申請者数は7,621人、扶助費の実績額は2億2,348万3,501円でございます。

次に、平成23年度につきましては、対象者数7,727人、申請者数7,717人、扶助費の実績額は2億3,472万3,486円でございます。

平成24年度につきましては、対象者数が7,775人、申請者数が7,767人、扶助費の実績額は2億3,123万5,094円でございます。

平成25年度につきましては、対象者数7,711人、申請者数7,701人、扶助費の実績額は2億1,478万5,231円、また平成26年度でございますが、見込みになります。対象者数が7,559人、申請者数が7,550人、扶助費につきましては2億1,950万9,084円の見込みとなっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 愛知県、先ほどの2分の1の部分が補助されているというふうに聞いていますけれども、愛知県に対して市が補助している部分を含めた全額を県のほうに求めることはできないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 議員のおっしゃる全ての金額というのは、医療費の個人負担分である2割、3割を全て県の補助金により賄うことだと思いますけれども、子ども医療制度といたしましては、乳児医療制度として創設された昭和48年の4月から、市がその実施の主体となりまして、県が2分の1を補助する制度ということでございますことから、県が全額を持つという県事業となることは不可能であると考えております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） それが無理ということであれば、市拡大分である事業の2分の1の補助を拡大するように要望すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 県への拡大要望はどのことでございますけれども、実は2年ほど前になりますけれども、愛知県では子ども医療制度を財政的に持続可能な制度とするために、医療費の助成に対して所得制限を設け、病院の受診の際に自己負担額を設けるなどの見直しの検討を進めていた時期がございます。

しかしながら、この県の見直しに対しまして、私ども自治体のほうが慎重な意見を発することが多かったことから、平成25年6月にその議論は打ち切られました。そして、制度の継続宣言を受けて、現在に至っているという経緯がございますので、このような状況を経ていることから、市といたしましては、県に対しまして、現状の補助を継続されることを要望しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 県の子ども医療費補助制度の継続を求めていることは、大変評価したいと思います。

日本共産党としては、愛知県に高校生までの医療費無料化に向けて働きかけていきます。少なくとも中学卒業までの医療費分が県がすることになった場合には、その分で高浜市においても、子ども医療費の助成を高校まで拡大することを要望いたしますけれども、このことについて考えをお願いします。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） まず、本市の子ども医療の財源は、拡大分も含めまして、市の持ち出し分の1割を市民の施策に寄与するというお金の形である市民予算枠を財源として用いておりますことから、次世代をつくる子供たちと親、安心して子供を育てることができる環境を整えるものとして、中学校卒業まで通院、入院とも現物給付による医療費の助成を行っているところがございますことから、市の施策として子ども医療の助成を高校生までに拡大するという考えは、現時点では持ち合わせておりません。よろしくお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） この件については、またやりたいと思います。

高浜市は皆さん御存じかわかりませんが、特殊出生率が1.8、県下で2位となっています。2.23まで上げれば、人口が減少する（訂正後述あり）と言われていています。もう少しのところまで来ていると考えていますし、こうした子育ての負担を減らすことで、子育ての環境をよくするために尽力いただけるようお願いして、質問を終わります。

○議長（磯貝正隆） それでは、暫時休憩をいたします。再開は13時30分。

午後0時15分休憩

午後1時30分再開

○議長（磯貝正隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 午前中の一般質問の最後の部分で、人口減少にもできますと言いましたが、これは人口減少にも歯どめをかけることができますの間違いですので、訂正をします。

○議長（磯貝正隆）　そういうことでございます。よろしく願いをいたします。

それでは、次に2番、黒川美克議員、一つ、防災・減災について。一つ、都市基盤整備について。以上、2問についての質問を許します。

2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克）　皆さん、こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は平成23年12月の定例議会でも、今回と同様に防災と都市基盤整備について、質問をさせていただきました。それから3年が過ぎていきますので、その後どうなったかということで、今回防災・減災と都市基盤整備について質問をさせていただきます。

まず、防災・減災について質問をいたします。

3月11日に発生した東日本大震災から約4年が過ぎようとしています。まだ多くの方々が仮設住宅等で被災生活を送ってみえますが、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

今年度の議員研修会を1月20日、全議員参加のもと、名古屋大学の減災館で講演を理学博士、武村雅之名古屋大学教授、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の被害量想定結果の高浜市関係分についての説明を愛知県防災局防災危機管理課、山本真一郎主任に講師をお願いして、開催をさせていただきましたが、講演の中で武村教授は東京では有感地震が年数十回あるので、枕元に靴を用意し、ドアを閉めずにあけて寝るのが普通とのことで、名古屋ではそのようなことをしている人が少なく驚きましたというお話がありました。

また、愛知県が作成した高浜市の建物被害では、過去地震最大モデル、これは南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで、規模の大きいもので宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震を重ね合わせたモデルで、本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置づけるものですが、理論上最大モデル、これは南海トラフで発生するおそれのある地震、津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震、津波を想定し、千年に一度、あるいはそれよりもっと発生頻度が低いもので、高浜市における過去地震最大モデルによる建物被害の全壊・焼失棟数は合計で約1,100棟で、死者数は建物倒壊、津波等で約40人、理論上最大モデルでは建物被害の全壊・焼失棟数は合計で約5,300棟で、死者数は建物倒壊、津波等で約300人と甚大な被害想定となっています。

このような甚大な被害想定が出された本市として、自助はもちろん重要であります。市としての取り組みの姿がよく見えません。個人、近所、地域に対してどのように働きかけが行われているのか、また今後どのように働きかけをしていくのか、行政と地域との連携については、まちづくり協議会の防災グループの会合に出向き、一緒に汗を出す姿勢を見せることが重要であると思います。今後、どのように防災・減災対策を進めていこうとしているのか、お答えください。

また、防災担当の職員数は刈谷市が9人、安城市が9人、碧南市が7人、知立市は6人となっ

ていますが、本市の防災担当の職員数は1級建築士を含めて4人となっています。今の職員数でよいと考えているのか、お答えください。

次に、都市基盤整備について質問をいたします。

平成23年12月定例会の私の一般質問の答弁では、近年の土地区画整理事業を取り巻く環境は、土地価格の下落と保留地処分の困難さ、権利者ニーズの多様化などにより、事業期間が長期化する傾向が多く見られ、住民の合意形成が困難となるなど、極めて厳しい状況となっており、事業化に向けては、住民の皆さんと市と一緒にまちづくりの計画を考え、道路、公園の用地や事業費を生み出すため、そこに住む住民の皆さんの土地の提供をしていただくことなどの理解と協力をいただき、愛知県の規定では地権者数のおおむね85%以上の同意を得ることが必要となっており、今後は計画期間を平成23年度から平成33年度とした第6次総合計画において、基本構想における計画人口4万8,000人を目指したまちづくりを進める必要があります、それに沿った土地利用構想として、誰もが安心して暮らし、市民が愛着を持って住み続けられるように、地域の個性を生かし、活気と交流のあるまちづくりを進めるため、長期的視点に立った土地利用を進めるとしており、土地利用構想については、平成23年度に改定した高浜市都市計画マスタープランで、住宅地ゾーンや商業地ゾーン、工業地ゾーンとしての土地利用を図るべき地区を定めており、それに沿った計画を検討し、この中で市街化調整区域（訂正後述あり）においては、住居系及び工業系の土地需要の対応が必要な地区において、既成市街地との一体性などに配慮した上で、土地区画整理事業や地区計画制度を活用することにより、市街地の整備を検討していくこととしており、土地区画整理事業を取り巻く環境と同様に、ほかの基盤整備事業も対外的な経済の影響を受けやすいため、慎重に取り組む必要があるとの答弁でした。

失礼いたしました。先ほど市街化調整区域と申しましたけれども、市街化区域でございます。

都市基盤整備の完了している面積は、本市面積13平方キロメートルのうち1.87平方キロメートルで、全体の14%にすぎません。昭和64年1月1日現在で、総人口が3万2,989人であったものが平成27年1月1日現在で総人口が4万6,295人と26年間で1万3,306人の人口がふえています。これは中部特定土地区画整理事業を初めとする都市基盤整備を実施したことが高浜市の発展に大きく寄与しているあかしだと私は確信しています。

そのあかしとして、基盤整備を計画していない平成27年から総合計画最終年度の平成33年度の計画人口が4万8,000人に対し、6年間で1,705人の増加にとどまっています。いかに土地区画整理事業が高浜市の発展に寄与しているかがわかっていただけたと思います。

先ほどの愛知県の被害想定にもありましたように、今後甚大な被害の発生が予想される南海トラフ巨大地震に対する対策についても、私は藤原一前兵庫県県土整備部まちづくり局市街地整備課長が阪神・淡路大震災復興土地区画整理事業から学んだことという特別講演の資料を読ませていただきましたが、復興事業として土地区画整理事業や市街地再開発事業など、多くの市街地整

備事業を実施し、まちの復興に大きく寄与したとありました。

災害は必ずいつか起こります。私は今の平穏な時期に、今回出された南海トラフ巨大地震被害予測調査結果に基づいて、これから発生が予測される南海トラフ巨大地震の復興計画を作成し、災害に強いまちづくりを進めることが大切だと考えますので、これから行われる公共施設あり方計画を的確に実行していくためにも、市街地整備基本計画等を作成し、その中で公共施設の統廃合も計画し、市民の安全、安心のためにも、都市基盤整備を推進していくことが重要だと考えます。高浜市としては、どのように考えられておるか、御答弁をお願いいたします。

1 回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、黒川美克議員の1、防災・減災について、（1）防災対策について、（2）現職員数でよいのか。2、都市基盤整備について、（1）公共施設のあり方計画に併せて、都市基盤整備を進めよ。（2）被害予測調査に基づいて、市街地整備基本計画を策定せよについて、それぞれお答えをいたします。

初めに、1 問目の防災・減災について、（1）防災対策についてお答えいたします。

黒川議員の御質問にもございましたが、平成26年5月30日に開催をされた愛知県防災会議において、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等、いわゆる南海トラフの巨大地震に係る愛知県独自の被害予測調査が公表されております。

この被害予測調査では、南海トラフで繰り返し発生をしている地震・津波のうち、発生したことが明らかで、規模の大きいもの、宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5つの地震を重ね合わせた過去地震最大モデルと内閣府が公表しました千年に一度、あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものの、南海トラフで発生するおそれのある地震、津波のうち、あらゆる可能性を考慮した理論上の最大想定モデルの2種類の地震モデルを想定し、愛知県は過去地震最大モデルを地震・津波対策を進める上で、軸となる想定として位置づけられているものとしております。

本市の過去地震最大モデルと理論上最大想定モデルにおける人的被害や建物等被害想定であります。人的被害として、死者数は過去地震最大モデルが約40名、理論上最大想定モデルが約300名、建物等被害の全壊・焼失数は過去地震最大モデルが約1,100棟、理論上最大想定モデルが約5,300棟と甚大な被害想定となっております。

一方、この被害予測調査においては、減災効果と今後の地震防災・減災対策についても示されており、減災効果の想定で前提とした対策項目である建物の耐震化率100%の達成、現状約85%、家具棟の転倒・落下防止対策実施率100%の達成、現状約50%、全員が発災後すぐに避難開始、既存の津波避難ビルの有効活用により、減災効果として愛知県全体の数値となりますが、人的被害の死者数は過去地震最大モデルが対策前の約6,400人から対策後は約1,200人と8割の減少、理

論上最大モデルが対策前の2万9,000人から対策後は約1万1,000人と約6割の減少、また建物被害の揺れによる全壊棟数は、過去地震最大モデルが対策前の約4万7,000棟から対策後は2万棟と約6割の減少、理論上最大想定モデルが対策前の24万2,000棟から対策後は10万3,000棟とこちらも約6割減少すると見込んでおります。

そこで、御質問の本市としては、今後どのように防災・減災対策を立てていくのかでございますが、本市の防災・減災対策はみずからの命はみずから守る自助、地域の安全は地域で守る共助、そして我々行政が行う公助であります。自助、共助、公助を基本的な考え方として、防災・減災対策を推進していく考えでございします。

まず、自助といたしましては、住民の皆様方の防災意識を高めていくことが大変重要であると認識しており、毎年実施しております市総合防災訓練や町内会、まちづくり協議会が開催をします防災訓練などに地域の皆様方にも積極的に御参加をいただくよう、町内会やまちづくり協議会と強いに連携し、取り組んでまいります。

また、市民防災講演会などの防災にかかわる講演会の開催情報につきましても、積極的に周知、啓発活動を実施し、1人でも多くの住民の方々に御参加いただけるよう努めてまいります。

加えて、住民の皆様方には、市が実施しております木造住宅の無料診断、耐震改修補助金、家具転倒防止器具の取り付け補助制度の周知、啓発並びに災害時の情報収集に大変有効であります防災メールの登録、防災ラジオの購入、あるいは食料や飲料水等の備蓄品の確保、ガラス飛散防止フィルムの張りつけなど、防災・減災対策についても、広く啓発活動を行っております。

先ほどの御質問の中で、まちづくり協議会の会合に防災グループの職員が参加をしていないような御発言がございましたが、各まちづくり協議会の防災関係の会合には、都市防災グループ職員に各まちづくり協議会の担当者を定めており、出席をさせていただき、情報の共有や調整等を行っておりますことを申し添えさせていただきます。

また、各種団体から防災・減災に関する説明会等の開催要請があった場合は、都市防災グループの職員が講師として説明をいたしており、これまでに高浜ロータリークラブ、高浜市婦人会、高浜スポーツクラブ、高浜安立荘、本郷町班長会等において実施をいたしております。

第6次高浜市総合計画の目標（9）安全・安心が実感できる地域づくりを進めますにおけるみんなで目指すまちづくり指標である自分自身が災害、地震や風水害などへの備えでできていると思う割合は、平成22年度が22.3%、平成23年度が22.5%、平成24年度が25.7%、平成25年度が33%と緩やかに上昇傾向にはあるものの、地域基本計画では平成29年度には45%とすると目標値をいたしておりますので、引き続き自助の取り組みの必要性を啓発してまいります。

現在、作成中ではありますが、「高浜市地震防災マップ」（災害から身を守るために）では、市内の避難場所や過去地震最大モデル、理論上最大想定モデルでの地震・津波被害想定に加え、地震学習情報として、日ごろからの地震への備え、地震発生、そのときどうなるの、どうするの、

自助・公助留意事項を掲載しております。

なお、高浜市地震防災マップの完成は3月の末を予定いたしておりますので、完成次第、早急に住民の皆さんに配布をしたいと考えております。

次に、共助でございますが、共助の担い手として期待をされております自主防災組織である町内会、まちづくり協議会においては、これまでも町内会単位、あるいはまちづくり協議会単位での防災訓練の開催や市総合防災訓練への御参加をいただいております。

また、平成24年度からは本格的に活動を開始いたしました防災ネットきずこう会には、町内会、まちづくり協議会の関係者や地元の企業、消防団などの参加をいただき、地域の特性に応じた自主防災組織の強化、各団体組織との協力、連携できるネットワークの構築を目指し、名古屋市NPO法人レスキューストックヤードの御協力をいただきながら進めております。

本年度、平成26年度は6月に避難所運営ゲーム、HUGと災害対応カードゲーム教材、クロスロードの体験、7月には東日本大震災と被災地である宮城県七ヶ浜でのボランティア活動体験として、仮設住宅で本市の郷土料理であるとりめしの炊き出しや被災者との交流会を実施、9月には吉浜小学校区をモデル地区として、避難所開設訓練を開催しております。

先月の2月には活動発表会と昨年11月に発生をしました長野県神城断層地震を体験された長野県白馬村の津滝氏と太田氏をお招きし、レスキューストックヤード、栗田代表理事との対談を開催いたしました。

これら防災ネットきずこう会の活動に対し、町内会やまちづくり協議会、企業の皆様方も積極的に御参加をいただき、防災・減災に対する意識、知識を深めていただいております。

また、本年9月の吉浜小学校区で実施しました避難所開設訓練には、吉浜小学校の教員17名のほか、地元企業の皆様にも御参加をいただくなど、少しずつではありますが、町内会、まちづくり協議会、地元企業等のネットワークが構築されつつあります。

今後はこのようなネットワークがより多く、より大きなものになるよう、関係者の皆様のより一層の御理解と御協力をいただきながら、取り組んでまいります。

また、平成25年度から平成26年の2カ年計画で愛知県の補助金を活用しながら、町内会、まちづくり協議会へ防災資機材として小型無線機、レスキューセット、リヤカー等を配布いたしました。また、町内会にはこれとは別に毎年5本の消火器を配布いたしております。

今後の防災資機材の配布につきましては、地域防災力の向上、防災訓練等の実績等を踏まえ、必要に応じて地域の実情に合わせた配備に努めてまいります。

加えて、平成27年度から、新たに地域防災リーダー養成塾に取り組んでまいりたいと考えており、それぞれの地域において自助、共助を基本とする防災・減災と地域防災力の向上のための中心的存在で、平常時と災害時、それぞれ活躍をされる方々であります。現在、防災リーダー要請の詳細について、レスキューストックヤードと調整をいたしております。

最後に公助であります。行政としましては、地域防災計画の改訂業務、市総合防災訓練の開催、J-アラートや同報系防災行政無線の運用、非常用備蓄品、防災資機材の整備、各種団体との災害時の応援協定や自治体との災害時相互応援協定、避難行動要支援者対策など、震災前の対策、震災後の対策について、しっかりと取り組んでまいり所存でございます。

来年度以降について具体的に申し上げますと、福祉避難所への防災無線の配備や要支援者専用備蓄用品の購入、保育園、幼稚園、小・中学校への防災用品や衛生用品などの配備を進めてまいります。

現在、教育委員会においても、積極的に防災・減災対策に取り組んでおり、昨年度から小・中学校の校務主任の先生方を中心に、市の防災部局も参加する形で、学校防災検討委員会を立ち上げ、小・中学校における防災対策マニュアルの改訂や防災訓練の見直し、防災教育の実施等をしております。

なお、この学校防災検討委員会には、名古屋大学減災連携研究センター、防災教育アドバイザーの近藤氏にも御参加いただき、貴重な御意見や助言等をいただいております。

また、議員も御承知のとおり、阪神・淡路大震災以降、さまざまな自然災害から得た教訓を生かしていくことを目標に、すぐれた防災教育や活動に取り組んでいる学校や団体を顕彰するぼうさい甲子園において、本年度高浜市教育基本構想における高浜カリキュラムで、翼小学校が追究したマイ防災袋の実践、避難所体感訓練や炊き出し、マンホールトイレの設置など、児童みずから企画、実施をしました防災活動が評価され、見事優秀賞、全国第2位を受賞しました。

日ごろからの小・中学校における防災・減災に向けた防災教育の取り組みが評価されたものであると関係者一同感謝申し上げます。

なお、既に議員も十分御承知のことと存じますので、ここで詳しく申し上げますが、高浜の防災を考える市民の会によります子ども防災リーダー養成講座は、児童や生徒に活動を通じて、防災・減災に対する理解、関心を深める大変有意義なものであると認識をいたしております。

今後の防災・減災対策につきましては、自助、共助、公助を基本とし、町内会、まちづくり協議会、地元企業、消防団、小・中学校、愛知県、高浜消防署、碧南警察署、近隣市町などの関係者と連携を図りながら、有事を見据えた実践的な体制づくりと組織ごとの災害発生時の行動計画を策定し、確認し合うなど、防災・減災に積極的に取り組んでまいります。

次に、(2) 現職員数でよいのかでございますが、職員を増員すれば、機動力は増すものと考えますが、イコール防災・減災対策の向上とはいかない部分もあろうかと考えております。

ただ、必要なことは、全ての職員がそれぞれの日常業務から防災・減災という意識を持っていただくことが重要であると考えております。

次に、2問目の都市基盤整備について、(1) 公共施設のあり方計画に併せて、都市基盤の整備を進めよについてお答えします。

最初に議員も御質問の中で述べられましたが、平成26年3月議会において、高浜市公共施設のあり方計画とあわせて、都市基盤の整備についてお答えをいたしておりますが、これまでの高浜市における都市基盤の整備については、土地区画整理事業、再開発事業、都市計画道路事業、下水道事業等を地域特性に配慮しつつ、高浜市都市計画マスタープランに基づき進めてまいりました。

都市基盤整備は議員も御承知のとおり、長い年月と膨大な費用が必要となり、市の財政負担も相当の額に上ることが予想され、当該地区にそのニーズがあるということも必須の要件であり、現時点でそうした声もお聞きしない状況であること、今後の公共施設のあり方計画につきましても、40年という長期にわたる計画の中で、この間における社会経済情勢や市民ニーズの変化により、今後どこかの地域で都市基盤整備事業の気運が高まり、それが具体化するような状況が出てまいりました際には、御提案のありました内容について、検討する余地はあり得ると考えておりますので、公共施設のあり方計画にあわせて、都市基盤整備を行う考え方は、現段階では持ち合わせておりませんので、その点を御理解いただきたく、よろしく願いいたします。

次に、(2) 被害予測調査に基づいて、市街地整備基本計画を策定せよについてお答えいたします。

愛知県により公表された愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書には、甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策を効果的に推進することを目的としたものでございます。

この愛知県の調査結果を受けまして、現在地震防災マップの作成を進めており、平成27年度は風水害防災マップの作成を予定し、地域の皆さんと減災への取り組みを図っていきたくと考えております。

そこで、議員が提案をされています災害に強いまちづくり、今回の被害予測調査に基づいた市街地整備基本計画の策定についての考え方でございますが、国土交通省では大規模災害を想定した都市の防災性向上を図るための取り組みの一つとして、地方公共団体が防災都市づくり計画を策定する際の参考となるよう、平成25年5月に防災都市づくり計画策定指針、防災都市づくり計画のモデル計画及び同解説等が作成をされ、地方公共団体に対して情報の提供がされています。

この防災都市づくり計画策定指針では、従来の都市防災の課題とされていた過去の大震災の被害を教訓とした都市レベル、地区レベルの都市火災対策でありましたが、地球温暖化による降雨強度の増加、頻発するゲリラ豪雨、東日本大震災による津波による被害、南海トラフの巨大地震の懸念等を踏まえ、さまざまな災害に対応する都市づくりが必要とされております。

そして、災害対策のあらゆる分野で減災の考え方を徹底し、ハード、ソフトを組み合わせた災害に強い地域づくりが求められるとともに、市民も防災都市づくりの担い手であり、計画づくり

の段階から参加し、自助、共助の取り組み等を促進する等、地域の防災力向上に努める必要があると記述をされております。

また、防災都市づくり計画は、防災を明確に意識した都市づくりを推進するため、多様な災害に対応した都市づくりの基本方針及び具体的施策として策定されるもので、この計画の位置づけは、主に短期的な施策を位置づけた地域防災計画と主に長期的な都市の将来像を示す高浜市都市計画マスタープランの間を双方向につなぐものとされ、計画の策定を通じて得られた新たな課題や取り組みについては、今後策定をしていく都市計画マスタープランや地域防災計画等の関連計画に反映をしていくものとされております。

防災都市づくり計画のモデル計画及び同解説の中に記載をされています計画策定から実施までの進め方の一例を御紹介いたします。

初めに、防災まちづくりを目指した対象地区の選定を行い、防災まちづくりの体制を準備し、ワークショップによる防災まちづくりの検討の後、地域の住民参加による防災まちづくり計画の検討、合意形成が図られ、防災まちづくり計画の策定、そして防災まちづくりの推進として個別事業の実践をしていくというプロセスになっております。

そうしたことから、議員が御提案をされております市街地整備基本計画の策定は、長期的な視点で各種プログラムの推進を図り、魅力と潤いのある都市の実現を図るために、市街化区域の整備を効率的にかつ計画的にまちづくりを推進をするということは、認識をいたしておりますが、現時点では市街地整備基本計画の策定は、考えておりません。

私どもの考え方は、先ほど防災都市づくりの中でも申し上げましたように、多様な災害に強いまちづくりを進めるためには、ハードとソフトを組み合わせる必要があるということ、加えて市民の皆さんが防災都市づくりの担い手であり、自助、共助の取り組みを着実に促進する等、地域の防災力向上と一緒に取り組んでいただく必要があると考えております。

災害対応において、行政の責任は大きい一方、過去の各種災害からの教訓や長い年月と膨大な財政負担を伴うハード整備を含めた行政による対応には限界があり、市民の皆さん一人一人の都市の災害リスクを理解していただければ、自分の命は守れないということを申し上げ、答弁といたします。

○議長（磯貝正隆） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で市が実施している木造住宅の耐震改修、家具転倒防止器具の取り付けが大変有効との答弁がありましたが、本市の耐震改修と家具転倒防止器具の取り付けの今までの実施件数とわかっておればお答えください。

それから、防災メールの登録件数、防災ラジオの販売実績、食料や飲料水等の備蓄品の実績についてもお答えください。

高浜市地震防災マップの完成を3月末に予定しており、完成次第、早急に住民の皆さんに配布するとのことですが、どのように活用していくのか、お答えください。

また、職員室については、全ての職員がそれぞれの日常業務から防災・減災という意識を持っていただくことが重要であると考えているとの答弁でしたが、どのような取り組みをしているのか、お答えください。

次に、都市基盤整備について再質問をいたします。

区画整理など、地域特性に配慮しつつ、高浜市都市計画マスタープランに基づき進めてまいりましたとの答弁ですが、碧海町、芳川町などで液状化が心配される地区や屋敷町、本郷町など、極小道路で災害時の避難、緊急自動車の通行など、自助、共助では対応できない問題は、地域ごとに問題を提起して整備していくべきではないか、マスタープランに災害対策について、どのような記載があるか、お答えください。記載がないなら見直しをして、公助をどのようにしていくか、1人でも多くの市民の命を守るため、各地域にその特性に応じた整備方針を市民に示し、自助、共助を今後どのようにしていくか、地域で議論するために必要であると考えますが、そのことについてお答えください。

当該地区にそのニーズがあるということも必須の要件であり、現時点において、そうした声もお聞きしていない状況であることとの答弁でしたが、この問題をまち協や町内会に例えば極小道路をどのように対策していくか、方法として地区計画や区画整理などあるが、対策や方策をお示しして意見を聞いた結果なのか。また、私はこれまで議会で何度も要請してきましたが、市民の負託を受けた議員の要請に対して、そうした声も聞いていないという答弁はいかがなものかと考えますが、お答えください。

都市基盤整備は、長い年月と膨大な費用が必要となり、市の財政負担も相当な額に上ることが予想されることとの答弁でしたが、私は再開発事業を実施せよと言っているわけではありません。誤解のないようお願いをいたします。

安心、安全は市民の一番の願いです。防災・減災対策を実施するためには、市民の意識をしっかりと把握することが大切です。せつかく毎年5月ごろに市民意識調査をしていますので、その中で地域の安全に関する調査項目をふやしてほしいと思います。

災害対策について、行政の責任は大きい一方、過去の各種災害からの教訓や長い年月と膨大な財政負担を伴うハード整備を含めた行政による対応には、限界があるとのことですが、本市の都市計画税の平成27年当初予算の現年課税分は7億2,281万7,000円となっています。私が言うまでもありませんが、都市計画税は都市計画事業を行うために使用する財源でありますので、有効に活用していただきたいと思います。

現時点では、市街地整備基本計画の策定は考えておりませんとの答弁でしたが、12月議会において、芳川町において水害対策のため、用地を購入するという予算が計上されております。そも

そも都市計画税を取っているので、マスタープランで定めている工業系の地域で災害対策とあわせた面整備を進めておれば、企業も他市に出ていくことがなかったのではないのでしょうか。高取地区から撤退した企業にも同じことが言えるのではないのでしょうか。

このまま市街地整備基本計画の策定もしなければ、道路が拡幅され、防災や流通のための整備の進んだ他市、または整備計画が作成されている市に企業は進出していき、高浜市から撤退する企業が今後出ることが予想されますが、津波や液状化などに備えるための整備計画もなしに、企業が高浜市に魅力を感じ、誘致ができると考えてみえるのか、お答えください。

また、公共施設のあり方計画にあわせて、都市基盤整備を行う考え方は現段階では持ち合わせていないとの答弁でしたが、市庁舎整備や高浜小学校の建てかえに伴う公共施設の複合化は防災の拠点とすることが重要な課題となっています。本市では住宅密集地域での延焼危険性や避難困難性が高い地区があります。そのため、地震による家屋の倒壊に加え、災害発生時の延焼における被害拡大のほか、避難や消火活動等が困難になるなど、防災性の向上が重要な課題であり、防災機能を持った建物だけでは、安全、安心なまちづくりとは言えないと考えます。

平成27年度の施政方針の中で、長期にわたる公共施設あり方計画の理念を一貫するための条例の制定を27年度中に検討していくとのことですので、公共施設あり方計画、防災都市づくりを別々に計画するのではなく、長期的な視点で各種プログラムの推進を図り、魅力と潤いのある都市の実現を図るために、計画的なまちづくりをしていただきたいと思います。計画なくして実行なしだと思えます。

このようなことから、公共施設あり方計画とあわせた整備計画策定をお願いしたいと思えますが、当局のお考えをお答えください。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） ただいま何点かの御質問をいただきましたが、まずこれまでの本市の耐震改修の実施件数でございますが、補助制度を開始いたしました平成15年度から平成26年度までの累計で87件となっております。家具転倒防止器具の取り付けの補助実績は、平成16年度から平成26年度までの累計で178件となっております。

次に、防災メールの登録件数につきましては、現在2,098件の登録となっております。

続いて、防災ラジオの販売実績でございますが、現在合計で413台となっており、既に避難所等に配布をしております68台を加えますと、累計では481台の販売等となっております。

次に、食料や飲料水等の備蓄品の実績でございますが、まずアルファ米が2万2,500食、これとは別にアレルギー対応のアルファ米が1,500食、2リットルペットボトルの飲料水が9,000本の1万8,000リットル、非常用クラッカーが5,740パック、非常用缶入りパンが2,400缶などとなっております。

続いて、高浜市地域防災マップの活用の件でございますが、こちらも防災・減災対策の考え方

であります自助、共助、公助でお答えをさせていただきますと、自助として、住民の皆様方には自分ごととして、ハザードエリアや避難所等の確認、日ごろからの地震への備えなどに御活用願いたいと考えております。

次に、公助といたしましては、自助と同様に地域ごとのハザードエリアや避難所等の確認、あるいは防災訓練、防災学習などの際に御活用願いたいと考えております。公助といたしましても、転入者への配布はもとより、本市の防災・減災活動の際に幅広く活用したいと考えております。

最後に、職員の防災・減災意識を持たせる手だてについてでございますが、さきの答弁にもございましたが、全ての職員がそれぞれの日常業務から防災・減災という意識を持っていただく、そのためには例えば昨年11月19日に愛知県の職員を講師としてお招きし、開催をいたしましたいわゆる南海トラフの被害予測調査説明会や本年2月の市民防災講演会には、多くの職員が参加をいたしております。今後とも職員に対し、このような防災・減災に関する研修会などへの参加機会を提供し、職員の防災意識の向上にもつなげてまいりたいと考えております。

よろしく願います。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） それでは、引き続きまして、都市基盤整備についての再質問をいただきました内容について、順番にお答えいたします。

最初になりますが、地域ごとに問題を提起して、整備していくべきではないか、マスタープランに災害対策について、どのような記載があるかについてですが、都市計画マスタープランは第4章、地区別構想にて、5つの地域ごとの取組方針を記載しており、その中に地区によっては建物更新時において、セットバックや共同建てかえ等の促進により、生活道路を強化し、災害時の避難や広場の確保を図りますとの方針を示しております。

この方針に対して、公助は家の建てかえ時のセットバックや共同建てかえ、都市計画法に係る開発事業等において、できる限り道路後退用地の協力をお願いして、そこに住んでおられる地域の方が安全に通行できる道路の確保に努めておりますので、よろしく願います。

次の質問に移りますが、当該地区のニーズについての必要性についてお答えいたします。

最初に、議員が具体でお示されました狭小道路については、建てかえや分譲住宅などの開発時に建築基準法の定めにより、道路後退が徐々に進んできており、そこに住む地域の皆さんの協力により、徐々にではありますが、狭あい道路の解消が進んでおります。また、地域の声については、黒川議員からは、過去の一般質問においてお聞きしているところではございますが、まちづくり協議会や町内会、地域の代表の方におかれましては、そのような声は行政に届いていないということを申し上げますので、よろしく願います。

次に、都市計画マスタープランに描いた工業系新市街地における施策についてですが、例を挙げて申し上げれば、議員も御承知のとおり、現在推進しております豊田町三丁目地区については、

地区条件や開発規模の観点から、調整池を設けることとなり、調整池がこの地区における水害対策につながるものと考えております。

また、この地域は津波に対する影響はない地区です。また、液状化への取り組みは新たに建物が築造されるわけですから、地震の揺れに対する対策は十分認識され、対応されると考えております。

続いて、津波や液状化などに備えるための整備計画もなしに、企業が高浜市に魅力を感じ、誘致できるのかについてお答えいたします。

愛知県が昨年被害想定を公表した後に、企業支援グループによる工場立地法に定める緑地規制の緩和の説明を兼ねた企業訪問にて、企業さんからお聞きしている情報としては、被害想定を受けた工場移転等については、特に考えていないとのことや市内の企業さんにおいては、経済状況の好転もあり、現に新たな設備投資をされた企業さんもおられます。これらのことから、企業誘致の局面から市街地整備計画についての考えは現在持ち合わせておりませんので、よろしく願います。

最後の再質問になりますが、公共施設のあり方とあわせた整備計画の要請についてお答えいたします。

議員の御質問の中にあります地震による家屋の倒壊に加え、災害発生時の延焼における被害拡大のほか、避難や消火活動が困難になるなどについては、繰り返しになりますが、自助によりソフト面では火を出さないなど、ハード面では建物の耐震化対策などの対策を現在進めております。

公共施設のあり方計画の基本的な考えは、今ある施設を複合化し、統廃合することであって、施設の建てかえに対して面整備を併用し、新たに公共用地の拡大を進めるといったことは、さらなる財政負担が伴うこととつながりますので、先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、そういった考えは現在持ち合わせていないことを繰り返し申し述べて、答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） 当初予定した時間よりもまだ少し時間がありますので、再度質問をさせていただきます。

先ほどマスタープランの災害対策について、記載のところで答弁では、セットバックをお願いしたり、何かそういったことを道路の確保に努めておりますというような答弁がありましたけれども、少し細かいことで申しわけございませんけれども、今までにどれだけの道路をセットバックしていただいたか、わかっておればお答えください。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今御質問のセットバックについての件でございますが、手元にはちょっと件数等、具体的な数字は持っておりませんので、よろしく願います。

○議長（磯貝正隆） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） 私は、なぜこれだけしつこく市街地整備のことを聞くかといいますと、現在私どものほうが高浜市のほうが進めております公共施設のあり方計画、これがまだ計画は全部出ております。ただ、それを基本的な考え方としては、まず5つの小学校区は残しますよと、あとのところは30%だとか、そういった40%近くの公共施設を削減していくと、そういったような構想になっていると思いますけれども、そのときに当然複合化だとか、そういったことがされてくるのが統廃合、複合化や統廃合がされていくと思うんですけれども、そうすると当然今ある施設の敷地では、僕は複合化した場合に、当然いろいろな方が使われるということになると、駐車場だとか、今の面積よりも多くしておかなければいけないという部分が出てくると思うんです。

そうすると、今のことを計画を進める、そういったものと同時に、今ばらばらに計画をつくっていくのではなくて、きちっと公共施設のあり方をこれから進めていく計画をつくっていく、それとあわせてそういうこの基盤整備だとか、どういう形で建物を公共施設を複合化していくだとか、そういったことをあわせて、きちっとしてほしいということを僕は言っているのであって、それから今この平穏なときに、皆さん方はまだ地震が起きたらどうなるかということはまだ実際に体験してみえへんものであれですけれども、阪神・淡路だとか、そういったところで地震の体験をした人の話を聞きますと、とにかくベッドから放り出されて、身動きすることができないと。

今、こういうときには、こうやって議会が開かれている折にももしも地震が来たときにどうなるか、そういったことや何かでも、真剣になって僕は考えていただきたいと思うんです。ですから、その辺のところもしっかり考えていただいて、今の時点では考えていないだとか云々というじゃなくて、こういったときにきちっといろいろなことを考えて、計画をつくっていただきたいということを申し上げておりますので、再度お願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、基盤整備と公共施設のお話、先ほどもお答えをしておるわけですけれども、公共施設があつて基盤整備がある。基盤整備がしてあるから、公共施設には問題がないということじゃなくて、トータル財政の中も含めまして、その中で基盤をきちんと、だから私どももお答えをしているのは、現段階でという表現を使わせていただいておる、その部分は御理解いただきたいと思います。

それから、もう1点、防災に対する真剣度が無いじゃないかというような叱咤激励の御質問というふうに捉えますが、確かにおっしゃるように、先ほども繰り返しハードとソフトということは申し上げておりますが、防災の基本というのは、今おっしゃったように、まさに今地震が来たときに皆さんがどういう体制をとるかという、そこが自助の部分ですので、さきの答弁にも自助が基本であり、その後で共助だという、その考え方は私どもは貫いて考え方を变えるということはありませんので、よろしく申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） 御答弁ありがとうございました。

先ほども述べましたように、安心、安全は市民の一番の願いでございます。平成27年度の施政方針の中でも述べられているように、長期にわたる公共施設あり方計画の理念を一貫するための条例も今検討されているということです。くどいようですけれども、公共施設のあり方計画、防災都市づくりを別々に計画するのではなく、関係者が共通認識のもと、長期的な視点で各プログラムの推進を図り、魅力と潤いのある都市の実現を図るために、計画的なまちづくりを効果的に進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩をいたします。再開は14時35分。

午後2時24分休憩

午後2時34分再開

○議長（磯貝正隆） それでは、おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、小野田由紀子議員、一つ、子育て支援について。以上、1問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、通告の順に質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

子育て支援につきまして、4点質問をさせていただきます。

全世代型の社会保障制度の構築へ向け、待機児童などの解消などを目指す子ども・子育て支援新制度が4月から始まります。新制度の意義は、社会保障と税の一体改革で、これまで主に高齢者向け施策に充てられてきた消費税を子育て支援の財源として活用する仕組みができたことです。

今まで国の支援はメニューはそろっているが、財源が少ないと指摘をされてきました。国内総生産（GDP）比では、イギリスやスウェーデンの3分の1程度です。

その内容は具体的に幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の拡充、強化やこれまで国からの財政支援がなかった小規模保育園や家庭的保育、保育ママなどの地域型保育を推進し、多様な保育を整備し、2017年度までに新たに約40万人分の保育の受け皿を目指す待機児童解消加速化プランの着実な実行、保育士確保プランでは、2017年度までに6万9,000人の保育士を確保し、待遇改善などに取り組むもの、また子供が小学校に入学すると放課後の預け先が見つからず、仕事をやめざるを得なくなる、いわゆる小1の壁が指摘をされております。

そこで、放課後に校内などで子供を預かる放課後児童クラブの定員も約20万人分ふやすなど、全世代型の社会保障制度への改革の柱として、位置づけられました。

新制度スタートに当たり、本市における子育て支援もさらに充実するものと考えますが、本日

は子育て支援につきまして、何点かお尋ねをさせていただきます。

初めに、待機児童の取り組みにつきまして、本市はこれまでも待機児童の解消に向けた取り組みを積極的に推進され、働く女性をサポートしてきました。近年、特にゼロ、1、2歳児の待機が増加傾向にある中、スピード感を持って、その受け皿として新設保育園や家庭的保育の拡充などに取り組んでこられました。ようやく待機児童が解消されるのではと期待をするものですが、その取り組みにつきましてお尋ねをいたします。

次に、家庭的保育につきまして、新制度により中身がより充実すると思いますが、具体的にどのように変わるのか、お伺いをいたします。

特に待望の給食につきましては、保育園と同じように実施されると心待ちにしてみえますが、いつからスタートするのかなど、進捗状況についてお尋ねをいたします。資格はないですが、子育て経験のある方が保育ママとして質の向上を図りながら、家庭のような温かい雰囲気の中で保育をしてくださっています。今後の人的な面の確保や賃金など、新制度移行に向けた取り組みにつきまして、お尋ねをいたします。

次に、放課後対策の強化について、働く女性にとりまして、子供が小学校に入学したとたんに関先がなくなり、仕事をやめざるを得なくなる、いわゆる小1の壁という問題があります。小学校へ入学して、放課後の居場所として児童クラブがありますが、対象も6年生まで拡大され、さらに新制度では拡充するとのことですが、今後の考え方につきまして、お尋ねをいたします。

放課後の居場所として、本市では放課後居場所事業も全小学校で実施をされています。お子さんが安心して過ごせる放課後の居場所はとても重要です。女性が安心して働き続けることができる環境の整備は、近年ますます切実な問題となっております。

そこで、利用状況や雨天の日の対応などにつきまして、お尋ねをいたします。

次に、妊娠・出産包括支援事業についてお尋ねをいたします。

本市におかれましては、昨年の7月から妊娠期から出産後の子育てまで、地域で継続して支援する妊娠・出産包括支援事業を厚生労働省のモデル事業としてスタートし、妊娠から出産、子育て期まで、切れ目のない支援体制の整備がされてきましたが、本年の3月末でモデル事業が終了するわけですが、出産後の女性が利用しやすい方向に改善を図りながら、ぜひ継続していただきたいと考えます。

今後の取り組みにつきまして、お尋ねをいたします。

ことは地方への新しい人の流れをつくる地方創生元年です。国は昨年、人口減少に歯止めをかけ、地域活性化を目指す長期ビジョンと15年から19年度の政策目標を定めた総合戦略を決定いたしました。ことは各自治体が地方人口ビジョンを定め、人口減少に対処するための地方版総合戦略の実施に入り、いよいよ地方創生への各地域での取り組みが本格的に始動いたします。国は自治体の地方版総合戦略の策定と実施を1、情報、2、人、3、財政の面から切れ目なく後

押しするものです。

今回、国が示しました地方創生メニューの中に、妊娠期から子育て期まで、切れ目なくサポートするワンストップ拠点、子育て世代包括支援センターの整備につきましては、全国150市町村に設け、全国展開を目指すとしております。日本版ネウボラの推進です。フィンランドでは、子供や家族のための切れ目のない支援体制、いわゆるネウボラが地域の拠点として整備をされております。高齢者や障がい者に加えて、子供や家族を対象とする包括支援センターの開設につきましては、高浜市ならではの取り組みと大きな期待を寄せるものでございます。新規事業として、先日説明を受けましたが、その内容につきまして、開設時期を含め具体的な中身についてお尋ねをいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（磯貝正隆） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） それでは、小野田由紀子議員の子育て支援についての（1）待機児童の取り組みについてお答えいたします。

御承知のとおり、国の子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から実施されることから、それにあわせて各自治体においては、5年間における子ども・子育て支援事業計画を策定することが定められております。

本市におきましても、平成25年12月に市内の就学前児童を持つ保護者に対して実施いたしましたアンケート調査の結果をもとに作成いたしました素案について、高浜市子ども・子育て会議の意見をお聞きし、またパブリックコメントを実施して、事業計画を策定いたしました。その内容については、3月25日の全員協議会で説明をさせていただく予定でございます。

その計画において、3号認定、いわゆる満3歳未満の保育を必要とする児童の受け入れについては、今後5年間において、現状の保育園の定員数では不足が生じることが見込まれておりますが、年々子供の数の減少が予想されることから、その不足数は減少することが見込まれます。そのため、待機児童への対策として、まずは人口動向も踏まえ、新たに施設を設けるのではなく、今ある施設等を有効に活用する計画としております。

1つは、これまでと同様に面積基準の範囲内で実施する定員の弾力運用を図ることであり、もう一つは家庭的保育の活用です。

家庭的保育の活用についての考え方でございますが、家庭的保育については、平成12年度より実施してきており、保育料が一律で3歳未満児の平均保育料より高いこと及び弁当持参であることから、利用者が保育施設を選択をする上で、それらの点がネックとなって、預け先の選択肢に入りにくい状況であることから、結果として待機児童となっている実情があります。

そこで、その点を速やかに解消していくことで、待機児童の減少につなげていく計画としております。

次に、（２）家庭的保育の今後の取り組みについてお答えいたします。

家庭的保育は、子ども・子育て支援新制度においては、市が制定する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定を満たす場合において、地域型保育事業に位置づけられ、地域型保育給付費により運営がされることとなります。

ここで、先ほど答弁いたしました家庭的保育の利用者向上につながらない２点のネックの解消について、詳細を説明させていただきます。

まずは保育料でございますが、新制度においては、認定区分ごとに利用料を定めることが基本的な考えであることから、家庭的保育の利用者は３号認定とされた子供が対象となるものであり、同じ３号認定により、保育園利用者と区別されるものではないため、減免等を含め、保育園と同様の保育料となり、一律ではなく収入に応じた利用者負担となります。

続いて、弁当持参の解消についてでございます。

新制度では、食事の提供が求められており、既存事業については、５年以内という経過措置が設けられておりますが、早期の給食提供をしていく方針で、市営湯山住宅集会所で実施している保育所実施型のからんこえについては、連携保育園であるよしいけ保育園から近いということで、そちらからの提供で、４月当初からの対応を予定しております。

高浜市社会福祉協議会が実施している保育所実施型のおひさまについては、運搬の実施が難しいということで、残りの３カ所とあわせて、吉浜北部保育園で調理した給食を運搬する方法での実施を考えておりますが、給食提供に必要な備品等をそろえる準備期間を要するため、６月からの提供を予定しております。

以上のことを実施する場合、保育料の減少や給食提供費用の増加が予測されますが、ここで運営費について鑑みますと、これまで家庭的保育は市の単独事業で実施してまいりましたが、地域型保育給付費は、保育園と同様に子供１人当たりの公定価格が定められ、利用人数に応じて給付されるというものであり、国・県も負担いたします。国が設定する公定価格の単価の状況から試算してみると、国・県が負担することで、運営費全体としては増加するものの、市の負担は減少する見込みとなっております。

試算結果から、先ほどの給食対応等を含め、家庭的保育で働くスタッフの賃金についても、保育という責務ある業務をする対価として、保育園で働く臨時職員と同等の賃金とすることが可能であるため、そういった対応をしていく予定でございます。

なお、スタッフについては、これまで午前、午後で勤務しておりましたが、新制度になってからは、核となる人が中心となって勤務し、補助者がカバーするという体制となります。また、人材については、家庭的保育はこれまで市長が行う研修を修了した保育士、または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める、いわゆる認定研修を修了した者と、市長が行う基礎研修を修了したものである家庭的保育補助者により実施してまいりましたが、そのスタッフの

方々には、保育の知識、技能を継続して維持、向上していただく必要があることから、毎年度バックアップ研修を実施しております。その際に、新規スタッフについても必要な研修を提供して、質の担保を図る人材確保に努めてまいります。

次に、（3）子ども放課後対策の強化についてお答えいたします。

本市における子供の居場所の確保については、不審者等の不安から、安心して遊べる場所が少なくなっている御時世において、自主性、社会性を育む上で友達と遊ぶ機会の創出は非常に重要であることから、全小学校区において、学校の放課後に帰宅せずに、大人の見守りのもと、そのまま校庭で友達と遊ぶことができるようにした放課後居場所事業を実施しております。

本事業の利用実績としては、平成25年度において、全小学校合わせて年間延べ2万143人、1日当たり平均149人の児童が利用している状況でございます。また、就労等により、日中保護者がいない児童については、市内7カ所の児童クラブにより対応している状況でございます。

新制度において、児童クラブの対象が小学校6年生まで拡大されますが、単に児童クラブを拡充するのではなく、子供の自主性、社会性の醸成を図ることが重要であることから、児童クラブだけでなく、自主性、社会性の醸成を目指して実施している放課後居場所事業を雨天時や長期休暇等で中止とするのではなく、就労等により日中、保護者がいない児童が居場所として利用できる仕組みとすることで、居場所を選択でき、友人等とのかかわりを通じた成長につながる環境が提供できると考えております。

そこで、雨天時や長期休暇においては、放課後居場所事業の年間を通じた利用の確保のために、児童センター等を活用してまいります。

通常、児童センターは一度帰宅してからの利用となりますが、就労等により、日常的に保護者がいない児童については、通常の運動場での居場所事業と同様に、帰宅せずに利用することを可能にいたします。

長期休暇でございますが、児童センター利用者は通常児童クラブ員以外は飲食禁止であります。また、昼食時に保護者がいない児童については、弁当等の持参により、1日滞在できるようにいたします。また、就労等の状況に対応できるように、児童センターの休館日を現在の火曜日から日曜日とする予定でございます。

なお、高取小学校区には児童センターがありませんので、高取公民館の活用を予定しております。

以上の取り組みにより、年間を通じた居場所の確保を行い、放課後対策の強化を図ってまいります。

また、小1の壁の対策として、市内保育園が19時まで開園している現状を踏まえ、平成27年度当初より18時までの開所である港小学校区の東海児童クラブを19時まで利用可能としてまいります。

次に、（４）妊娠・出産包括支援事業についてお答えいたします。

議員御質問のとおり、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略において、安心して結婚、出産、子育てができるよう、切れ目ない支援を実現するための具体的な戦略として、子育て世代包括支援センターの整備を掲げています。

これまでも妊娠・出産支援や子育て支援はそれぞれ進められているものの、行政の窓口や担当機関が異なっており、連携のとれた支援体制となっていないなどの課題があること、また核家族化や地域の結びつきの希薄化、父親の育児参加が不十分なことに伴い、妊産婦が孤立感や不安感を払拭できず、出産直後の健康面での悩みや育児不安を抱える状態となっている現状から、フィンランドで実施されている包括的な相談支援機関、ネウボラによる支援を参考に、日本においても地域の包括的な支援センターを整備することとしています。

包括支援のワンストップ拠点の整備を進め、この拠点では専門職等が必要なサービスをコーディネートし、切れ目のない支援を実施し、相談等を通じた評価の結果、支援が必要と判断された場合には、支援プランの策定を実施することとしています。

高浜市では、平成26年度に厚生労働省のモデル事業として、妊娠期から産前・産後ケアまでの切れ目のない支援に重点を置いた妊娠・出産包括支援事業に取り組んでおり、妊娠期からの相談体制の強化と継続して支える具体的な取り組みとして、新たに3つの事業を実施しています。

1点目がマイ保健師制度で、小学校区ごとに担当保健師を決め、保健師が妊婦から高齢者までのフォローを行うものです。

2点目が1歳バースデー訪問で、生後4カ月までに各家庭を訪問するこんには赤ちゃん訪問、乳児家庭全戸訪問に加え、課題の早期発見の観点から、1歳を経過したときに予防接種の接種状況や健診の受診状況をお聞きし、子供の養育環境と保護者の心身の状況を確認するというもので、その中で支援が必要と思われる家庭には、適切な支援につなげていきます。

3点目が産後デイサービス事業で、産後ケアとして家族などによる援助が受けられず、心身の負担感を抱える母親や母子を対象に、日中のデイケアを実施するものです。本市では、従来からの支援策に、新たにこの3事業を加えることにより、妊産婦や乳児期の保護者に対して、相談支援体制の強化を図ってまいりました。とりわけマイ保健師が家庭で育児を行う方の支援者となり、きめの細かい包括的な支援ができるよう進めてきました。

このモデル事業を通して得た経験をもとに、平成27年度も出産、妊娠の包括支援を進めていこうとしたところ、厚生労働省から連絡があり、その内容は妊娠・出産包括支援モデル事業については、平成26年度限りで廃止するというものでした。

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略において、子育て世代包括支援センターの整理が掲げられたことから、平成27年度は地域ごとの工夫を凝らして、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、コーディネーターが各機関との連携、情報の共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合

相談や支援をワンストップで行う新たな妊娠・出産包括支援事業を実施するとされています。

議員御承知のとおり、高浜市では平成23年4月に福祉の拠点施設、高浜市いきいき広場に保健センターを移転し、あわせてこども発達センターを開設しております。障がいや病気の有無にかかわらず、発達に支援が必要な子供たちの早期支援と福祉部門、児童部門、教育委員会の連携を強化し、妊娠から学童期までの切れ目のない支援の実現に取り組み、子供の地域包括ケアを目指してきました。

今回、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略において、子育て世代包括支援センターの設置が位置づけられたことは、生涯にわたる一貫した支援を目指すこども発達センターの目的と重なる点も多く、平成27年4月から子供発達センターに併設する形で設置してまいります。

国が示す目的は、さまざまな機関が個々に行っている支援について、妊産婦からの相談に基づきコーディネートし、各地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施するもので、高浜市では保健師がコーディネーター役を担っていきますが、専門職が全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、さまざまな母子保健施策や子育て施策を実施する関係団体へつなぐとともに、必要に応じて支援プランを策定し、あわせて医療機関、保健所、児童相談所等の関係機関とのネットワークを構築することとしています。

また、産前産後サポート事業は、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、妊産婦等に対して助産師などの専門家による相談支援や子育て経験者やシニア世代の相談しやすい話し相手等による相談支援を実施することとしています。

この産前産後サポート事業の実施方法は、パートナー型、または参加型により行うこととされており、パートナー型は助産師などの専門家や子育て経験者やシニア世代の方が妊産婦の自宅に赴く個別相談により対応することとされ、参加型については、公共施設等を活用し、同じ悩み等を有する妊産婦へ集団により相談に対応することとなっております。

高浜市では、アウトリーチに力を入れ、訪問型の相談支援事業として実施していきたいと考えており、市内に新たに立ち上げられたNPO法人に御協力いただき、この産前産後サポート事業を進めていきたいと考えています。

続きまして、産後ケア事業については、退院直後の母子へ心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施するもので、宿泊型、またはデイサービス・アウトリーチ型により事業を行うこととされています。

宿泊型は、医療機関等において、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施するとともに、産婦に休養の機会を提供することとし、デイサービス・アウトリーチ型は、日中のサービスまたは訪問型のサービスにより、心身のケアや育児のサポートなどのきめ細かい支援を行うこととしていますが、モデル事業での経験を踏まえ、平成27年4月から新たに宿泊型の産後ケア事業に取り組み、病院や助産院での母子のショートステイ事業として進めていきたいと考えて

います。

国は産前産後の包括支援を少子化対策の新たな柱として事業を進めていますが、高浜市においてもこども発達センターに新たな機能を加え、相談支援体制の強化を図ってまいります。

引き続きマイ保健師が家庭で育児を行う方の支援者となり、産前産後の下支えをし、次の妊娠を望んだり、妊娠の喜びや楽しみを抱くことができるような環境整備を進めていきたいと考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 大変御丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

待機児童の取り組みにつきましては、今までと同様に定員の弾力運用と家庭的保育の活用という御答弁でございました。今回の新制度で家庭的保育がすごく充実するなということで、まるで5つの保育園が開設されたというほどでございますけれども、今まで着実にしっかりと取り組んでくださった結果だと思っております。

それで、念願のお弁当も始まりますし、保育園と同様の保育料になります。また、スタッフの皆様の賃金、安い賃金で本当に一生懸命保育をしてくださってございましたけれども、この賃金もアップするというので、本当に喜んでいただけたと思いますし、今後も頑張っていただけるんじゃないかなというふうに思っております。

今後、安定したスタッフの確保にも、この賃金のアップというのはつながっていくんじゃないかなというふうに思っております。スピード感のある対応をしてくださったことに高く評価をさせていただきます。今後も待機児童ゼロを目指して、しっかり取り組んでいただけますようお願いいたします。

次に、子ども放課後対策の強化についてですけれども、子供の放課後対策につきましては、単に児童クラブを拡充するのではなく、放課後居場所事業を雨天のときも長期休暇のときも、年間を通して利用をできるようにしていくというような御答弁でございました。

放課後居場所事業につきましては、きめ細かな対応というか、子供たちが遊びたいという自主性を重視したような内容となっております。何より働く母親にとっても利用しやすくなり、年間を通じて安心して働くことができるのではないかなというふうに思っております。御家庭の実情に合わせまして、児童クラブと放課後居場所事業を選択できるというのも大変な魅力だと思います。

確認ということで、ほとんど再質問する必要はないかもしれませんが、2点だけお尋ねをさせていただきます。

先ほど高取小学校区には児童センターがないので、公民館を利用するというのでございましたけれども、スタッフですとか、居場所としてどのような中身になるのか、お考えをお伺いした

いと思います。

それと、東海児童クラブを19時まで利用可能とするということで、前向きな御答弁をいただきましたけれども、ほかの児童クラブにつきましては、今後どうされるのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） それでは、まず1点目の高取小学校区における居場所確保のための公民館活用の内容、中身はという件でございますけれども、こちらについては、まず公民館の1階の図書室と2階のロビースペースを利用して、雨天時におきまして、図書室で読書をしたり、ロビースペースに設置する机で宿題等をしたりして過ごしていただくという予定でございます。

また、その際には図書室には日中、図書館のほうから派遣されております管理者がいますし、放課後居場所事業のヘルパーさんも雨天時には、公民館に移動して対応するという予定でございます。

2点目の他の児童クラブの今後の開設時間はという件でございますけれども、午後7時までの児童クラブがない小学校区は、港小学校区と高取小学校区でございまして、港小学校区は午後6時を午後7時までという形でしていきますけれども、高取小学校区は現在、午後6時半までとなっているのを平成28年度に午後7時までにしていくという予定でございまして、こちらにつきましては、子ども・子育て支援事業計画にも記載してあるということでございます。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

平成28年度には全ての児童クラブが午後7時まで、保育園の延長保育と同じ時間となるということで、大変前向きな御答弁いただきました。本当に素晴らしい事業計画ができましたので、今後着実に推進されますことを心からお願い申し上げます。

それで、次、妊娠・出産包括支援事業についてですけれども、厚生労働省のモデル事業ということで、3月にはこの事業が終了してしまいますので、その後どうされるのかなということで、大変心配しておりましたところ、今回国の総合戦略によります妊娠・出産包括支援事業ということで、引き続き妊娠期から子育て期にわたる支援を行っていただくという御答弁でございましたので、今後より一層その中身が充実したものになるのではないかと期待をさせていただきたいと思います。

そこで、平成27年度から産後ケア事業として新たに宿泊型のショートステイの取り組みをされるということをお聞きしましたけれども、その対象者や実施方法、実施期間など、具体的に教えていただきたいと思います

○議長（磯貝正隆） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） お答えさせていただきます。

産後ケア事業につきましては、平成27年度から宿泊型として実施をさせていただく予定で、現在安城市にあります八千代病院ともう一つ碧助産院、この2カ所で実施をしていくことで進めさせていただいております。対象者は産後に心身の不調や育児不安がある生後3カ月までの赤ちゃんとそのお母さん、利用日数は7日以内、産後ケア費用の7割を市が助成するイメージで、例えば1泊2日の利用で2万円の場合は、本人負担は6,000円となります。

なお、住民税非課税世帯はその半額を3,000円、本人負担として徴収をする、このような予定で考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） デイサービスよりは、やはり産後の肥立ちといいますか、出産した後は心身ともかなり回復するまで2カ月とか3カ月とか、かかってしまいますので、ショートステイということがございますので、大変ありがたい仕組みになるかなということ、期待をさせていただきたいと思います。

そして、最近では出産後の退院もだんだん早くなっているとお聞きをしております。退院後の不安がある方が病院や助産師が身近にいる環境の中で、ショートステイで引き続き心身のケアや育児のサポートを受けることができることは、非常に心強いと思います。また、産後ケア入院のサービスがあることは、これから出産を迎える方にとりましても、安心材料となると思います。ぜひ産後ケア入院を必要とされる方につなげていただきたいと思います。心から期待をするものでございます。

以上で私の質問を全て終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩をいたします。再開は15時20分。

午後3時9分休憩

午後3時19分再開

○議長（磯貝正隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、北川広人議員。一つ、福祉行政について。以上、1問についての質問を許します。

9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） それでは、議長のお許しをいただきましたので、福祉行政について、1問の一般質問をさせていただきます。

本日は虐待についてと認知症対策について、それぞれお聞きをさせていただきたいと思います。

まず、虐待でございますけれども、子供や高齢者や身障者の虐待をめぐる悲惨なニュースが後を絶たず、ますます深刻な事態を迎えております。もともと日本には子供の福祉を守る法律とし

て、児童福祉法がありました。1990年代に入り、親などによる子供の虐待が深刻な社会問題になり、「すべての児童は心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」と児童憲章にうたわれているように、全ての子供は虐待を受けずに、健やかに成長できる社会を目指し、児童虐待防止法が平成12年に施行されました。また、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律は、平成24年10月に施行され、平成26年12月には厚労省から障害者虐待の防止と対応としてのマニュアルが出されていることと思います。

そして、介護保険制度の普及、活用が進む中、一方では高齢者に対する身体的、心理的虐待、介護や世話の放棄、放任等が家庭や介護施設などで表面化し、社会的な問題となり、高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が平成18年に施行され、さらに高齢者虐待については、平成25年、昨年行われた虐待調査結果の発表を受けて、ことしの2月、先月ですけれども、厚労省から高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応の強化についてという通知が各自治体に出されているということでもあります。しかしながら、虐待をめぐる状況は一向に改善の兆しを見せておりません。

実態はどうかというと、児童虐待についてでありますけれども、昨年8月、全国の児童相談所が平成25年度に対応した児童虐待の件数は7万3,765件で、前年度より7,064件、10.6%増加し、統計をとり始めた平成2年から23年連続で過去最高を更新しているという報道がありました。

また、全国的に児童虐待による死亡事件の発生が後を絶たず、核家族化や近隣住民同士の関係の希薄化が進む中、今後さらに死亡ケースなどの重篤ケースがふえてくるのではないかと危惧をしておるところであります。

本日は児童虐待を中心に伺いますけれども、虐待の撲滅のための施策は考える方向は同じというふうに考えます。よろしく御答弁のほうをお願いを申し上げます。

まず、高浜市における児童虐待の状況や対応策などについてお聞きをしたいと思いますけれども、高浜市における児童虐待の状況について、高浜市において児童虐待の相談対応件数が年々増加傾向にあるというお話は聞いてはおりますけれども、具体的な相談対応件数の推移について、教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 福祉まると相談グループ。

○福祉まると相談G（篠田 彰） それでは、本市の児童虐待における相談件数の延べ件数でございますが、平成24年度におきましては518件、平成25年度は604件でありまして、対前年度比16.6%の増となっております。

本年度1月末現在で申し上げますと、573件という状況となっており、本年度末現在の相談件数は670件と予測いたしております。これは対前年度比でございますが、10.9%の伸びとなりまして、依然として増加傾向であります。

また、児童虐待の通報、通告のありました児童実人員は本年度1月末現在で52人であり、前年

度末の57人とほぼ同程度の数となっております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） やはり高浜市でも年々ふえ続けているということですがけれども、この増加理由というのは、多分どこの市町でも同じだと思いますけれども、2つの側面を持っていると思います。1つは、当然育児を行う親側の要因となる虐待自体の増加でありまして、もう一つは児童虐待に対する通報義務が住民たちの中に浸透してきた結果にもよるのかなということを考えます。

そういった意味で、この相談対応件数というのは、ずっと高浜でも増加しているというところを捉えて、この相談とか通報の経路の状況を踏まえて、この増加理由というのをどのようにお考えになっているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（篠田 彰） 児童虐待におけます相談、通報の経路の内訳でございますが、刈谷児童相談センターからの通報が13名と一番多く、次いで近隣の方、知人の方からの通報が11名、家族、親戚等の親族関係からの相談、通報が10名、学校、保育園、幼稚園などの教育機関等からの通報が6名、医療関係、警察関係が5名、その他の通報が7名となっております。このように、刈谷児童相談センターへの直接通報、近隣、知人等からの通報、家族、親類からの通報など、市民の方々が直接虐待を発信していただいたケースが実に全体の65%を占めております。

昨今の報道や啓発活動によります児童虐待に対する通報義務の周知がかなり進んできたことがうかがえる結果となっております。

一方で、相談につながったケースを見てみますと、親の精神疾患やストレスによるもの、シングルマザー等による孤立感によるもの、親も子供のころ虐待を受けていたといった負の連鎖によるものなど、親側の要因に加えまして、発達障がいによる育てにくさに起因する子供側の要因も増加するなど、虐待原因が多様化するとともに、件数も確実にふえていると感じております。これらのことから、増加の原因は議員御指摘のとおり、両方の面からによるものと思っております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

児童虐待の相談対応件数がふえているというのは、相談がふえるというのは特段悪いことではないという部分もあると思いますけれども、それは当然重篤な事案につながらない前に把握ができるという部分で悪いことばかりではないという意味で、私は言わせていただいているんですが、ここのところと言うと、例えば民生児童委員さんですとか、それから保健師さんとか保育士さんだとか先生、医師、警察の方、本当に専門的な方々は、当然そういう目線を持っておられると思います。

さらに、地域内分権を進めていく中での例えばまち協さんであったりだとか、町内会さんであったりだとか、さまざまな団体で子供の見守り活動等やっただいておられます。そういったところの方々も含めて、市民目線というものも当然ふえてきたのかなというところは感じるわけですが、それ以上にそういう方々に任せておけばいいやということではなくて、もっと掘り下げて、目線を広げていただくというような施策というものがさらに必要ではないのかなという気がします。

いろいろなことをやっていただいて、危機感を持ってやっていただいているからこそ、力にはなっているということは、確かに思うんですけども、もっと本当に緩やかな見守りというものをつくるような、そういう施策というものが必要ではないのかなという気がします。

さまざまパンフレットを全戸配布していただいたりですとか、それからいきいき広場まつりでオレンジ色のエコバッグを配っていただいたりだとか、啓発活動というのは、本当に重々やっていただいているのはよくわかるのですが、ぜひ虐待を疑われる場合には、勇気を持って通報をするというようなことが高浜市民だからこそ、ごく当たり前に行けるんだというような形に広げていただく、そういったところを御期待をしたいということを思いますけれども、その辺のところに対しては、いかがでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（篠田 彰） 確かに、緩やかな見守りというのは、一番大切な部分かなと感じております。また、市民の方々の目線で考えますと、虐待という言葉の重さ、また通報するということが、事案に関係してしまうなどと感じ取って、注意される方もいると思われまます。そのような市民の方々の意識を緩和することに重点を置いたパンフレットやポスターの策定、また周知方法について、検討してまいりたいと考えております。

また、日常生活の中で緩やかな見守りを行っていただく方策につきましては、主任児童委員と民生委員の皆様にご協力いただけるように働きかけ、一緒にその方策について、緩やかな見守りが浸透するように検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ぜひ効果の上がる取り組みを考えて、実践をしていただくようお願いをいたします。

今、答弁があったように、虐待という言葉は本当に犯罪ですよ。非常に重い。だから、虐待ですよという、虐待じゃありませんということがほとんどですよ。多分、虐待をされた方側から言うと。だから、その判断というものは非常に難しいと思いますけれども、でもそれを市民の方に判断してくださいということを言っているわけじゃないものですから、そのところを決して悪人をつくるわけでもないし、児童ですとか身障者の方ですとか、高齢者を守るというところ、そこを上手に出していただくことによって、上手に広げることができるのではないかなとい

うことを思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

それでは、次に虐待をエスカレートさせないために、早期発見とあわせて虐待事案を把握したときの早期の対応と、的確な判断というのが大事であるというふうに思います。そのためには、虐待を受けた子供が通学、通園する学校、幼稚園、保育園やかかわりのある保健師など、関係機関が連携した支援体制を構築することが必要であると思いますけれども、このところはいかがでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（篠田 彰） 不幸にも虐待等の事案が発見された場合におきましては、福祉まるごと相談グループが中心になりまして、こども未来部、教育委員会、学校、保健師などの関係機関と協力し、迅速に子供の安全確認と情報収集を行っております。特に緊急的な対応が必要な場合におきましては、刈谷児童相談センターと協力いたしまして、一時保護等の措置をとっていただくなど、関係機関と連携しながら、子供の安全を最優先に考えた対応に努めております。

また、継続した支援が必要となる場合におきましては、刈谷児童相談センター、幼稚園、保育園、小・中学校、家庭児童相談員など、直接対応を行う関係機関が月1回でございますが、定期的に情報交換を行う場である要保護児童実務者会議や個別検討会にケース報告を行い、経過の把握、支援方法や各機関の役割分担を検討するなど、横の連携を重視いたしました体制で対応しておる状況でございます。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

要保護児童実務者会議等、しっかりと準備をしてあるというお話でございますけれども、虐待に限らないのかもしれませんが、こういう事案というのは、何度も同じ方が繰り返してということもあるというふうに思います。

そうすると、例えば担当の部署ですとか、担当の職員だとかが同じ方がかかわって行って、言い方は悪いですが、抱え込みみたいなような状況で、情報の共有化、そういったものが余り出ていかないようなふうなことになるのかなという心配もあります。親身になればなるほど、しっかりとした対応ができることはわかっているんですけども、それとともに職員も当然、例えば定年になれば勇退されるわけですし、かわっていくわけですね。新しい職員も入ってきます。部署の人事の交流の部署がえもあります。そういったところで言うと、さまざまな方がそういうものを共有していかなければいけないのかなというところを強く思いますので、そのところは最重要視していただきたいということを思います。

それから、次に今言った早期発見、早期対応とその後の支援というのは、もう一つ園児や児童と毎日顔を合わせている先生たちの役割がとても重要であるというふうに思います。子供たちの

変化を敏感に感じ取っていただく先生をしっかりと養っていただくこと、虐待の対応のノウハウをしっかりと身につけていただくこと、加えて継続支援における対応方法や虐待をした保護者とのその後の関係性の再構築など、果たすべき役割は非常に大きいというふうに考えますけれども、このような意識や知識の向上のために、どのような取り組みを行っているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（篠田 彰） 意識や知識の向上のための取り組みでございますが、主な取り組みといたしましては、マニュアルを小・中学校の先生用、幼稚園、保育園の先生用、保育士用など、それぞれの立場に応じた対応マニュアルを作成いたしまして、全ての先生と保育士に配布するとともに、配布だけにならないように、その対応マニュアルを活用した研修会を定期的で開催しております状況でございます。

また、例年関係機関、こういった保育園、幼稚園、学校の先生等の関係機関の職員を対象といたしました事例検討会を開催いたしまして、実際にあった困難事例をもとに、この対応では問題はなかったのか、この場合はどう対応すべきかなど、振り返りについて学ぶことで、虐待に対する意識と知識の向上に努めておる状況でございます。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

しっかりと研修等、取り組んでいただいておりますというのは、幸なことにこれまで高浜市では重篤なケースというものは、出ていないというところで、ある面証明されているのかなという気がいたします。今後もさらに充実した取り組みをお願いします。

それで、今ですと、例えばいきいき広場のほうの福祉まるごと相談グループと今お話がありましたけれども、例えば教育委員会ですとかこども未来部ですとか、そういったところとの連携というのは、当然必要になってくるわけですが、これでまた4月からは新教育委員会制度というものの取り組みも始まっていくわけですが、そういった部分も含めて、教育長のほうからも、一言こういう虐待に対する今後の対応についての意気込みというのはおかし、本来は意気込んじゃいけないんですけれども、あつてはならないことですから、いけないんですけれども、そうならないために、しっかりと解決をしていくためのそういう部分というのは、少しお話をいただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 教育長。

○教育長（岸上善徳） 新教育委員会制度になる、ならないにかかわらず、今グループリーダーのほうからも答弁をしたように、これまでも教育委員会と福祉部においては、連携をとってきたことと思います。

ただ、本当におっしゃいますように、虐待というケースについては、先生の対応というのは当

然限度があります。扱ったケースも当然多くないわけですので、それは専門の力、専門を活用するというものが第一義的であろうと思っています。組織があつて、対応できるかということ、そうでは私はないと思っています。組織はそれは人で成り立っていますので、常日ごろからも、先ほど申し上げておつた実務者会議等々で、日ごろ忌憚のない口論というんですか、会話等がなされる関係でないと、いざというときに対応できないものだというふうに認識をいたしておりますので、日ごろからの交流にも努めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

おっしゃるように、顔の見える人間関係というものをしっかりつくっていくことが信頼してこういう事例に対応できるということを思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次に虐待を受けた子供の将来への影響について、お聞きをしたいと思います。

非常に大きな心の傷を負って、そのことが将来の進学や就職、子育てなどの社会生活に大きな影響を及ぼす場合があるというふうに言われます。高浜市として、将来どのような影響を引き起こすようなことが予測できるのかということ、今年度調査に取り組んでおるといことも伺っておりますので、そのところをお聞かせいただければと思います。

○議長（磯貝正隆） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） 本年度、生活困窮者自立支援事業の一環といたしまして、コミュニティ・カルテ・レポート、高浜の暮らし実態調査を実施いたしました。この調査は幼児期、学齢期から現在までの出来事を動的、計量的に捉え、幼児期、学齢期、就労期からのリスクの連鎖や家族、地域コミュニティなどの強み要因がどの程度リスクを軽減するかなどについて、把握するものでございます。

この調査の分析結果を見ますと、幼児期や学齢期に虐待を受けた人は、虐待を受けていない人に比べ、不登校になる確率を10.8倍、ニートになる確率を6.7倍、高校中退の確率を6.5倍、居場所なしや人生無意味と感じる心の健康リスクの確率を約9倍から10倍、貧困に陥る確率を5.5倍、それぞれ高めるなど、虐待が子供に与える影響は非常に大きいと考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 確認ですけれども、この今言われた確率といえども、驚くべき調査の結果だと思いますけれども、これは高浜市の調査結果ということでよろしいですね。

○議長（磯貝正隆） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） 今の結果は高浜市の調査結果であります。ただ、この調査につきましては、本市を含め全国で7つの自治体の実施されております。その中で幼児期と学齢期に虐待を受けた人の割合については、本市が一番低い割合となっております。ただ、虐待を受けた人が

将来的にリスクを負うことになる確率では、不登校になる確率は本市の場合10.8倍ですが、他の6市では3倍から9倍程度、ニートになる確率は本市の場合6.7倍ですが、他の6市では2倍から4倍程度、貧困に陥る確率は本市の場合5.5倍ですが、他の6市では1.5倍から3倍程度となっており、本市が一番高い確率となっております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 繰り返しになりますけれども、確率といえども非常に衝撃的な数字でありまして、これはあくまで虐待を受けて、幼少期育った場合に起こり得る確率というお話ですけれども、その将来リスクというものを背負ってしまった場合に、それを取り除くというのは非常に困難なことだということを思います。

ですから、反対にリスクにつながらないように、虐待というものをなくしていかなければならないということで、そここのところの重要性というものが明らかになったわけですので、ぜひともその部分、特に今年度から生活困窮者の自立支援事業というのをやっていかれるわけですので、これは先ほど言ったように、例えば学校関係だとか、幼稚園、保育園関係だけではなくて、例えば市民窓口での税収のことだとか、ありとあらゆるところから糸口が見つけられる可能性というのはあるんですよね。ですから、本当に全庁的な形で取り組んでいっていただくということが大事かなということを思います。ぜひともそここのところは、お願いいたします。

それでは、最後にもう一つお聞きしますけれども、虐待に至る背景には、親の精神疾患やストレスによるもの、親も子供のころ虐待を受けていたという負の連鎖もあるということも伺っております。それ以外にも、生活困窮家庭や血縁のない親子関係など、複雑な家庭環境であったり、複合的な問題を抱える場合も多くあるかと思えます。

このような虐待の背景にある親の問題の解決も、虐待を防止する上で最も効果的な対策の一つであるというふうに考えますけれども、そここのところは市としてはどのように対応していくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） ただいま親の問題の解決が虐待を防止するというお話がありましたが、まさにそのとおりだと思っております。そのためには、現在行っております妊娠・出産包括支援の仕組みや来年度から本格的実施に取り組んでまいります生活困窮者自立支援事業などによりまして、問題を抱えている親ですとか、家庭をいち早く把握をしまして、虐待が起こる前に支援の手を差し伸べる必要がある。また重要であると考えております。

また、一つの支援機関では対応困難な複合的な問題を抱えるケースが大半を占めている、そういう中で、その支援に当たりましては、福祉まるごと相談グループを中心とした総合相談支援体制の中で、包括的に支援していく必要がある、また支援してまいりたいと考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

今、福祉部長がおっしゃっていただいたように、福祉まるごと相談グループ、これを設置して1年が過ぎるわけですけれども、こういう形でしっかりとした体制があるんですよという安心感をしっかり市民の方々に御理解をいただいて、先ほど言ったように、悲しいかな虐待をしてしまった。あるいは虐待を受けてしまった。それを見てしまった。そういうさまざまところが傷としてみんな残るんですよ。虐待を多発発見した市民の方も、心に傷が残ると思うんですよ。

ですから、そういった方々も含めて、しっかりとした支援体制というものがまるごとという意味の中には、私は全部含まれているんだというように気がしております。ぜひそういうこういう複合的な問題を解決するには、こういう体制があるんだということをしかりと見える形にしていていただきたいということを思います。

一番初めに言ったみたいに、高齢者の虐待とか、身障者の虐待についてもお聞きしたかったんですけども、時間の関係もありますので、お願いだけしておきます。

やはり児童虐待と同じなんですよ。緩やかに見守る市民目線をいかにつくっていくかということだと思います。その辺のところが一番大事だなという気がしますし、もう一つ特に高齢者に関して言いますと、せんだって1日に非常に天気の良い日に吉浜のほうで徘徊者の発見の模擬訓練をやられておったというふうに聞いておりますけれども、そういう認知症の関係もそうですし、結局自分は虐待をしているつもりは何もないよという例が多々ありますよね。

例えば、親御さん1人で、息子さん1人で暮らしている家庭の中で、息子さんは朝仕事に出かける。そのときにペットボトルの水とパンを枕元に置いていく。だけれども、その息子さんのお母さんはペットボトルのふたさえあけられない。パンのビニールも破られないということを知らないで、飲み物と食べ物は与えているよと、当たり前と言われるんですよ。でも、これもある面私は虐待だと思うんですよ。

ですから、そういうことに気づかせてあげるということは、この後また認知症対策のこともまた入りますけれども、本当に認知症サポーターだとか、そういった方々をたくさんつくっておくことによって、そういうところが気づきにつながっていくのかなという気がいたします。

しっかりとそういうところもお願いしたいと思いますし、それからもう一つこれは25年度の高齢者の虐待のデータに出ていますけれども、介護保険の利用者には虐待は少ないんですよ。これは非常に大きな意味があると思います。介護認定というものもしっかりと介護認定から始まって、積極的に行政がかかわるところが大事なのかなという気がします。ぜひともそういうところも進めていていただきたいということをお願いをしておきます。

市長、虐待について、生活困窮の件で今からやっていく上で、結構つながりがあると思いますけれども、今年度の取り組みもありますので、お考えがありましたら一言。

○議長（磯貝正隆） 市長。

○市長（吉岡初浩） いろいろと示唆に富んだ質問をしていただきましてありがとうございます。

私は先日、ケース検討の会議に皆さんと一緒にワークショップにも参加をさせていただいて、実際にどういうふうに皆さんが学んできたことを事例に当たるんだらうかということ経験もさせていただきました。

その中で感じたのは、先ほどからも出ているように、お互いがいろいろな経験をしてる中で持っていること、それから同じ勉強をしても、それに対する考え方というのは、それぞれ違うものですから、同じ事例を見ても、それぞれの経験の中で取り組む姿勢というのは違うという中で、そういう機会をこれはケース検討だけじゃなくて、例えばこれは虐待の話じゃないですけども、ケア会議とか、そういうところでもそうなんですけれども、お互いの持てる技術だとか、お互いの持てるそういうバックグラウンドをしっかりとお話をする中で、いろいろな気づきが出てくるんだらうなど。きっと具体的な対応策というのは、その積み重ねじゃないかなというふうに思います。

虐待にしても、学校をめぐる問題で不登校にしても、そういった課題は、よく何とか会議というのはやりますけれども、その会議から一步進んで、どういう支援をしていくかというところに入らないと、問題は解決しないというふうに思います。だから、私どもがやっている例えばCCSの今の調査にしても、こういうところに原因があるだらうとか、こういう影響を与えるだらうということをやった上で、さらにマニュアルをつくって、マニュアルに基づいて研修をして、さらにケース検討を重ねる。地道ではありますが、こういう取り組みをして、初めて一步、二歩と踏み出せるんじゃないかなというふうに思います。

きょういただいた御質問、御提言、参考にさせていただきまして、私どもも虐待の家庭、それから社会に与える影響というのは、非常に大きいというふうに思っておりますので、今後進めてまいりたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございました。

それでは、次に認知症対策についてお聞きをしたいと思います。

厚生労働省は、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、認知症の人の意思が尊重されて、できる限り住みなれた地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、認知症施策推進5か年計画、通称オレンジプランを平成24年9月に公表いたしました。

その後、計画年度の途中にもかかわらず、本年、27年の1月に計画を改めて、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランを策定いたしました。

この新オレンジプランは、従来の厚生労働省主体の計画から関係府省庁が連携して認知症高齢

者の日常生活を支える内容となっており、認知症対策に対する国の本気度が感じられるものとなっております。厚労省の試算では、認知症の人の数は平成24年で約462万人、65歳以上の高齢者の7人に1人と推計しており、正常と認知症との中間の状態の軽度認知障がい、MC Iと推計される約400万人と合わせると、65歳以上高齢者の約4人に1人が認知症の人、またはその予備群とも言われております。

また、この数字は高齢化の進展に伴いさらに増加が見込まれており、現在のデータに基づいた新たな推計では、2025年には認知症の人は約700万人前後になり、65歳以上高齢者に対する割合は現状の約7人に1人から約5人に1人に上昇する見込みであると言われております。

こうした状況から、認知症対策は国家戦略として位置づけられ、新オレンジプランの中で国は認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなくて、認知症の人に寄り添いながら、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、環境整備を行っていくこととし、新たに7つの柱を立てて、この柱に沿って進めていくということとしております。

1点目が認知症への理解を深めるための普及啓発、2点目が認知症の容態に応じた適時適切な医療介護等の提供、3点目が若年性認知症施策の強化、4点目が認知症の人の介護者への支援、5点目が認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進、6点目が認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進、そして最後の7点目が認知症の人やその家族の視点の重視となっております。

高浜市においても、認知症対策については、認知症予防を含め、これまでも取り組んできてみえますけれども、まずは新たに策定された新オレンジプランを受けての市の見解について、お伺いをしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 新オレンジプランにつきましては、平成26年、昨年11月に東京で行われました認知症サミット日本後継イベント、これを機に認知症施策をさらに加速させるための戦略として作成されたもので、厚生労働省と関係省庁が共同で作成を進めてまいりました。

まだ計画年度の途中であったオレンジプランを改めまして、新たに作成したという新オレンジプランは、認知症対策を国家戦略として進めていくという国の覚悟と厚生労働省だけでなく、関係省庁が連携して国全体として認知症に取り組むという強い姿勢が感じられる内容となっております。

市といたしましても、今後は新たな7つの柱を念頭に、認知症施策、そして認知症予防に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、新オレンジプランの副題が認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けてとされていることから、認知症の人が住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けられることができるための地域包括ケアシステムの実現を目指すものであるというふうに捉えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

本当に国の本気度というものがかいま見えた安倍総理の話がまだ頭の中に残っておりますけれども、今回の先ほど言いました7つの柱というものの、これは国が直接取り組む内容や市町村がみずから取り組む内容は多岐にわたっておるわけですが、1つずつ伺っていきますが、まず1点目の認知症への理解を深めるための普及啓発についてでありますけれども、高浜は認知症サポーターの養成というのは、随分前から取り組んできておりますけれども、社会全体で認知症の人を支える基盤としては、非常に有効なことだというふうに思いますけれども、この認知症サポーターの養成というのが新オレンジプランにおける指標ということになっておりますが、本市においては、このサポーター養成について、今後どのようにまた進めていくのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 認知症サポーターの養成につきましては、市の第6次総合計画の中期基本計画においても、まちづくり指標として掲げまして、認知症の人を支える地域づくりのため、その増加を目指してまいります。

学校教育における認知症の人を含む高齢者への理解の推進の観点から、本年度も全ての小学校においてサポーター養成研修を実施をいたしました。今後とも引き続きサポーターの養成に努めてまいります。

また、今回の新オレンジプランでは、これまで認知症サポーターを量的に養成するだけでなく、活動の任意性というものを維持しながら、認知症サポーターがさまざまな場面で活躍してもらうことに重点を置くこと、そして認知症サポーター養成講座を修了した方が復習も兼ねて、学習する機会を設け、より上級な講座など、地域や職域の実情に応じた取り組みを推進していくこととされております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

認知症サポーターというのは、ある面申しわけない言い方ですが、数の原理というんですか、確かに数は力ですから、ですから数をふやすという取り組みというのは、本当にここ3年、4年ぐらい、さまざま取り組みをやられてきて、多くのサポーターが高浜市内にも誕生していることはわかっておりますけれども、そこが終着点みたいなイメージも今までどちらかいうとあったんですよ。

ですから、今回のこの新オレンジプランの中では、その上級モデルみたいなものをまたつくっていくことも推奨するというような部分もあるようなことを今もお話がありましたので、非常に期待をしていきたいと思っておりますし、その部分がまた認知症の施策に対しての大きな財産になって

いくということを思います。

それでは、2点目のことですが、認知症の容態に応じた適時適切な医療介護等の提供についてお聞きしたいと思いますけれども、認知症の人が住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるようにするためには、早期診断と早期対応というのが大事な取り組みだというふうに思います。この点で市としての取り組み内容について、お聞きをしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 住みなれた地域で暮らし続けるための最初の取り組みといたしまして、認知症の発症予防に重点的に取り組んでいくことが必要であると考えております。認知症では、加齢や遺伝性のもの、生活習慣病などが危険因子とされておりまして、一方で運動、食事、余暇活動、社会的参加、認知訓練、活発な精神活動などが防御因子ということを言われております。

認知症の発症予防につきましては、運動、口腔機能の向上、そして栄養改善、社会交流、趣味活動など、日常生活における取り組みが認知機能の低下の予防につながる可能性が高いということ踏まえまして、高浜市では国立長寿医療研究センターと認知症予防の取り組みを共同で事業展開してまいりたいと考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） それでは、早期診断、早期対応についての医療面について、お聞きをしたいと思いますけれども、認知症においては、早期の気づきやその後の確定診断、その後は速やかに適切な医療や介護で受けられるというようなどころにつながっていくわけですから、非常に重要なんですけれども、行動症状とか心理症状、そして身体合併症が見られた場合のともとも悪かった状態からさらに悪化する、いわゆる急性増悪期においても、医療機関や介護施設での対応が固定されないように、そのときの容態に最もふさわしい場所で適切なサービスが受けられる、そういう仕組みが必要だというふうに思います。

この早期診断、早期対応に対する市としての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 医療面の早期診断、早期対応のための体制整備といたしましては、かかりつけ医の方の対応能力の向上ですとか、認知症サポート医の養成支援について、市独自の研修の助成制度をつくり、その養成に引き続き力を入れていきたいというふうに考えております。

本人や家族が小さな異常を感じたり、見つけたりしたときに、速やかに適切な医療機関に相談できる体制を構築することが必要で、より多くの医師に研修を受けていただきたいと思っております。まずは一番身近なかかりつけ医に日ごろから認知機能を含めた健康管理を行っていただくことが大切であると考えております。加えて、診療所と認知症疾患医療センターですとか、専門

病院などとの連携体制も重要であると考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 医療間の連携とか、かかりつけ医から認知症疾患医療センターや専門病院につなげるということですが、今回の新オレンジプランは、かかりつけの歯科医ですとか、そういった方々の口腔機能の管理、それからかかりつけ薬局による服薬指導、そういったところでも、多様な医療にかかわる専門職の視点ということで、大切であるというふうにしております。歯科医師、薬剤師の認知症対応力を向上させるための研修のあり方、そういったものを実施するというのがこの中で新オレンジプランの中ではうたってありますけれども、その点ではいかがでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 歯科医による口腔機能の管理や薬剤師の方による服薬指導を通して、こうした専門職が高齢者と接する中で、認知症の疑いのある人に早期に気づき、またかかりつけ医と一緒に対応していくこと、医療の専門職間の連携が今後はより必要になるというふうと考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） それでは、今後歯科医師とか薬剤師の先生方にも連携していただくための取り組みというのは、やっていくような予定があるのでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 専門職の連携ということにつきましては、今後国が取り組んでいく内容でございまして、市としても今後の課題ではあるというふうに捉えております。ですが、専門職が多くの視点で見守る環境という点では、より効果があると考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 確かに、関係機関のほうでやっていただくということも、どちらかというところ、結構そちらの世界はそちらの世界というような考え方もあるところも聞きますので、国中心に関係機関のほうでということ、十分わかるのですけれども、でも自治体の中、例えば高浜市の中というのは、ここは現場ですよ。そういうことで言うと、例えば鍼灸師だとか整体師の先生だとか、要は俗に言う健康産業とか医療産業だとかと、いろいろな職種の方がみえますよね。そういった方々というのは、健康に自分自身がもちろん興味があって、それを生業としてやってみえるということもあるんですけれども、そういうところというのは、結構高齢の方って集まりますよね。

だから、そういった方々に認知症の気づきというものを持っていただくことによって、それこそ早期発見、早期対応につなげていくことというのは、僕は十分できるのかなという気がします。ですから、例えば高浜市独自の取り組みとして、そのような形でもっていけば、上からおりてく

るのを待っていないなくても、十分に別の部分も広げることができるのかなという気がします。

今、現状新オレンジプランでは、歯科医師とか薬剤師とかという名前は実際出ていますけれども、だけれども、それ以外でも今言ったような職種の方々はみえるわけですから、それとそういうところに通う高齢の方々というのは、そういう先生たちを先生というふうに呼んで、その方々に信頼してそこに通ってみえるという姿が基本にあるわけですので、その気づきに対してしっかりと認知症の疑いのある高齢者の方々も、聞き入れてくる可能性も少しは高いのかなという気も含めて、ひとつ高浜らしさというところでの取り組みでやっていけたらどうかなということを少し思いましたので、また御検討いただければと思います。

それから、次にいきますけれども、認知症の容態に応じた適時適切な医療介護等の提供の中で、認知症の初期集中支援チームの取り組みがあります。これも高浜市は早くからの取り組みでやってきていることは、承知をしておるわけですが、現状認知症サポート医の資格取得助成に加えて、認知症の初期集中支援チームのチーム員会議に市内の診療所の先生方いきいき広場に来ていただく仕組みをつくるか、医療とのつながりを構築しておるということは、わかっていますけれども、この後の進め方、次のステップというものは、どのように考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 医療と介護専門職による認知症初期集中支援チームの設置というのは、平成30年度までに市町村で実施することとされておりまして、このチームによりできる限り早い段階から支援が始まることが期待をされております。今後も医師会のほうの御協力をいただきまして、本格的に早期支援ができるよう、地域包括支援センター職員を初め、専門職が経験を積んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

非常に医療と介護の連携というのは、まだまだどこもそうですけれども、難しいということが言われております。しかしながら、絶対にやらなきゃいけないことだというふうに思いますので、進めていっていただきたいということを思います。

それでは、次に認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進について、お聞きをしたいと思いますけれども、この項目については、認知症を来す疾患それぞれの病態解明や行動心理症状を起こすメカニズムの解明を通じて、予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発を推進するというので、うたってございますけれども、この研究開発により、効果が確認されたものについては、速やかに普及に向けた取り組みを行うということとされております。

今回というか、ことしから来年度から本格実施になるとは思いますけれども、国立長寿医療研究

センターと高浜市が行っている認知症予防の取り組みとこれは関係しているということだと思いますけれども、ここのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 新オレンジプランの中では、具体的に認知症予防については、認知機能検査に関する情報、身体活動量や社会参加といった危険因子、保護因子に関する情報、診療報酬、介護報酬の情報など、多くの情報をビッグデータとして集約、活用し、住民や企業が一体となって、地域全体として取り組みを推進できるようなスキームの開発を進めるということが記載されておりまして、私ども高浜市としては、これから国立長寿医療研究センターと一緒に取り組んでいく認知症予防事業がまさにこの内容に合致するものと考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） このオレンジプランの中の書き方というのは、何が書いてあるかわからん。今、部長が言われたことが書いてあるんですけども、何のことか本当にここのところはわからないんですね。ただ、ありがたいことに、高浜市は昨年から国立長寿医療研究センターとのコラボの中で、こういうことをやっていくんですという具体的なものが見えてきておるということで、非常に期待をしております。

この新オレンジプランに基づいて、逆に言うとこの新オレンジプランは、出てきたのがことしの1月ですから、だから国が後から追いついてきたみたいな感覚で捉えてもいいのかなという気がしますけれども、そういう意味で言うと、昨年の26年9月の議会で補正予算で提出をされた認知症予防スタッフ養成マニュアル作成業務というものがありますけれども、それが要はこれにつながってきておるということだと思いますけれども、認知症予防スタッフの養成マニュアルの作成とこの養成システムを構築するというので、当時その補助金というものを活用してやられておりますが、これまでの実施内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 認知症予防スタッフ養成マニュアル作成委託ということですが、これにつきましては、認知症予防のために地域で活動する知識と技術を身につけるためのスタッフの養成方法を確立し、地域の中で運動などの認知症の予防事業を担うことが可能な市民を養成するためのマニュアル整備と養成システムを構築するというものでございます。

具体的には、講義により認知症に関する基本的知識、認知症のスクリーニング検査、認知症予防のための取り組み方法に関する知識の習得、また実技の研修ということで、認知症のスクリーニング検査である認知機能検査、運動検査、質問調査の実施や介護予防教室の運営が可能となるように実技研修を受ける。さらに、実地研修として実際の検査や教室において、高齢者を対象とした活動を実践する。そして、全ての研修が修了した後には効果測定を行いまして、所定の結果が得られた受講者に、認知症予防スタッフの認定を行うという一連のスタッフ養成課程のシステ

ム構築を行うというものでございます。

実際に、この養成システムによりまして、今年度高浜市において国立長寿医療研究センターから認定を受けたスタッフの方が養成をされております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） それでは、今回のスタッフ養成研修を受講されて認定を受けられた人数、そして市としてスタッフに期待することとか、養成されたスタッフの今後の活動内容、そういったものを教えていただければと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 今回の養成研修を通して、高浜市に48人の認知症予防スタッフの方が誕生しまして、受講された研修と実践を通して、認知症に対する理解を深められ、スタッフとしてのスキルを身につけられました。市としては、今後地域の人材であるスタッフの力をかりまして、脳とからだの健康チェックを平成27年度から本格的に実施してまいります。また、スタッフの皆さんには、地域における認知症予防の推進役としての大きな期待も寄せております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） そうすると、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、新オレンジプランの中では、認知症サポーター養成講座を修了した人がより上級な講座を受講できる取り組みというのを推進していくというお話もありましたけれども、この認知症予防スタッフの養成研修というのが上級な講座に位置づけられるようになっていくのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 新オレンジプランの中では、座学にとどまらない、より上級な講座に取り組むことを進めるとしてございまして、座学に加え、実技研修を伴う今回の認知症予防スタッフ養成研修は、まさにこの上級な講座としての受け皿となると考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

先ほども言いましたけれども、次へのステップというのが見えると、やはりまたさらにという気持ちになっていくと思います。ただ、私が聞いたところ、認知症予防スタッフ養成研修は非常に厳しい、それこそ大府の国立長寿まで行かされて、1日ばかりが何日もあってみたいな話も伺っています。

そののところも例えば高浜市内でやれるようにしていただくとか、もう少し工夫をさせていただくことによって、分母をふやすことは非常に大事なんですよね。48人からそこからまた次が生まれてということはないわけですので、その48をいかにふやすしかないんですよね。ですから、ぜひその辺のところをまたお知恵を使っていただいて、進めていただければということをお思います。

それでは、続いて、この27年度から本格実施する脳とからだの健康チェックの実施方法について、お聞きをしたいと思いますけれども、26年度の試行の実施、そこからの変更点も含めてお聞かせをいただければと思います。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 今年度は65歳以上の市民の一部の方に限定ということで、試行的に実施をさせていただきましたが、平成27年度は60歳以上の方全員、約1万人の方になりますが、この方たちを対象に、脳とからだの健康チェック2015ということで実施をしていきます。

より多くの方に健康チェックを受けていただけるよう、本格実施の8月に向けまして、いろいろな機会を通じて、事業のPRに力を入れてまいりたいと考えております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

先ほど養成された48人の認知症予防スタッフということですが、人数的には非常に少数精鋭と言えそうですけれども、その人数でやっていくには結構厳しいのかなという気もしないでもありません。できる限りスタッフの方々がより動きやすい体制というものをつくりながら、進めていっていただければということをお思いますので、よろしくお願いをいたします。

他市からの応援みたいなものも、緑区ですとか大府だとかも取り組みを同時に行っているところもありますので、そういったところも使いながらということで、よろしくお願いをいたします。

それで、脳とからだの健康チェックというのは、脳と体の機能に着目した健診であるということですが、認知症についても、他の疾病と同様に早期発見と早期対処が大切であって、健康チェックを受けた後の予防の取り組みについては、どのように進めていくのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

これまでの国立長寿の医療研究センターの研究事業というのは、健康チェックを受けられた方を2つのグループに分けて、一方は予防事業として運動や知的活動を行うグループ、もう一方は特に何も行わないグループとして、双方の比較、そして効果の検証を行ってきたというふうにお聞きしておりましたけれども、その点も含めて、予防事業の進め方を教えていただきたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 健康チェック終了後は、高浜市においても予防事業に取り組んでいきますが、国立長寿医療研究センターでは、高浜市独自の取り組みである健康自生地非常に注目をされてみえまして、健康自生地を使った予防事業の調査、研究を進めていきたいというふうに伺っております。

具体的には、高齢者の皆さんが気軽に参加することができて、地域の皆さんとのつながりや交流が生まれる場所である健康自生地を使って、こういった健康自生地へ通って活動している方が

認知症の発症リスクを軽減できるのか、健康自生地ごとの活動内容と予防の因果関係まで含めた調査、研究を実施していきたいという全体像をお聞きをしております。

健康自生地は知的活動を行うところ、運動を行うところなど、それぞれ特徴がありまして、どこでの活動が認知症予防に効果があるのか、また知的活動と運動の両方に取り組んだ方の予防効果はどうかなど、個人の活動状況に応じたデータ管理を行うことを想定されておみえになります。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 大体わかりましたけれども、このところがまた生涯現役のまちづくり事業との連携でありますから、そちらのほうで改めてまた一般質問等、やったほうがいいぐらいのボリュームになると思いますけれども、こういう国立長寿とのコラボレーションで高浜市の今既に財となりつつある健康自生地のところを使っていくというのは、これは意味はよくわかります。せつかくですから、データもとればいいと思うんですよ。でも、今市内60カ所ある健康自生地が競争心をあおるような話になっては、ちょっとこれはまた違ってしまうと思うんですよ。そのところをしっかりと使われるところにも御理解をいただくことは、すごく大事なことはないかなということをおもいます。

反対に、データ化されることが嫌だという拒否になるのかもしれないし、どんどん呼び込みたくて、ふだんやってないことをやり始めちゃったりだとか、それでは全くデータの意味がなくなりますよね。

ですから、そのところをまず予防スタッフの方々ももちろんですけども、健康自生地の方々、そういった方々にもしっかりと御理解をいただかないと、変な誤解を生んでしまったりですとか、せつかく財となりつつある健康自生地がそうではなくなってしまうたりだとか、そういうことも考えねばならないのかなという気がしますので、そのところは重々気を配りながら、進めていただければということをおもいます。

この今言った健康自生地を使ってというところは、大体わかりましたけれども、もう少しどういう手法で進めていくのか、そのところをもう少しわかる範囲でお答えをいただければということをおもいますけれども。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 国立長寿医療研究センターのほうからは、脳とからだの健康チェックを受けられた方々に、日々の活動記録が把握できるような端末を対象者の方に配布していきたいというふうにお聞きをしております。そして、1日の活動歩数ですとか、活動内容を記録端末に保存する。それぞれの健康自生地にはタブレット型端末を置きまして、個人の端末をかざすことによりまして、健康自生地での活動が記録される。このような仕組みを検討されているとお聞きをしております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 活動端末のデータを集計してというのは、それこそ藤原先生がやられておった夢のみずうみ村のイメージを本当に全市的にやっていくような形で、みずうみ村を視察したほかの議員さんも多くみえると思いますけれども、あれが要は市内で展開されるというようなイメージで、それがさらに藤原先生はたしかデータ化できないんだと、私たちのやっていることがきちんと検証ができないということを当時言われていたことを今思い出しましたけれども、今回国立長寿のほうの取り組みによって、それをいろいろな方面からデータを分析することによって、ある程度のデータ処理ができて、その効果が立証されるのかなということを思うと、非常に期待をしております。ぜひそののところ、先ほど言ったようないろいろな注意をしていただきたいところも多くありますけれども、しっかりと進めていただくということも大事なことでと思いますので、期待をさせていただきたいと思います。

今後、ますます増加が予想される認知症の対応というのは、発症を予防するところから、それから認知症になっても早期に診断を受けて、地域で生活が続けられるように、適切なケアによる認知症の進行をおくらせていく、そういったことをいろいろな形でありとあらゆる知恵を使って、そしてまた協力できる関係機関も全て使い切って、やっていかなければならないぐらい、それこそ国家戦略と言えるぐらいの大事な施策であると思いますので、この部分というのは、この自治体においては、一番現場で見ておるわけですから、それこそ文章の上だけ、それから聞いた話だけではなくて、現場の声というものをいかにまたこれは生かしていくかということもかかっているとおもいます。

できるだけ認知症になられた方々に対して、何の変わりもない生活を地域で続けていただくというところに持っていければ、本当にすばらしいなということを思いますので、そちらの方向に持っていけるような施策を進めていっていただきたいということを思います。

それで、ただ先ほどもちょっと言いましたけれども、国立長寿医療研究センターの取り組みというのは、さっきも言いましたが、反面はしっかりとそういう運動が活動していただく、反面はそうじゃない方々と比べなければデータとして生かしていけないというのは、これはもちろんわかるんですよ。わかりますけれども、調査重視にとられないということがすごく大事なことかなという気がします。

今後、認知症というのは重きことになるわけですので、高浜にとってもこれは非常にチャンスであると、今回の件はそのように思いますから、高浜にこのやっていく段階で残る財産というのは、はかり知れないというところを大きく出していただいて、行政の取り組み姿勢を市民との情報共有をしっかりとすることによって、そういう方向で進めていただきたいということです。

最後に、一つだけ苦言を言わせていただきますけれども、高浜市の名を世間に売るためにやるんじゃないんです。高浜市が認知症の方がより安心して地域で暮らせるまちなにするためにやるんで

す。ぜひそのところを取り違えないように進めていただくことをお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります

明日は、引き続き午前10時より再開をいたします。

本日は、これをもって散会といたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後4時30分散会
